目黒区男女平等・共同参画審議会 答申

	目 次	
		ページ
I	目黒区男女平等・共同参画審議会 答申・・・・・・・・・・・	I - 1
	資料 1 諮問文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I -63
	資料 2 検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I -64
	資料3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿・・・・・・・	I -65

令和4年9月28日

目黒区長 青木 英二 様

目黒区男女平等・共同参画審議会 会長 神尾 真知子

「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の進捗状況の評価について(答申)

令和4年6月3日付け目総権第358号で意見を求められた標記の件について、本審議会で審議した結果、別紙の結論に達しましたので、答申いたします。

以 上

第1章 基本的な考え方

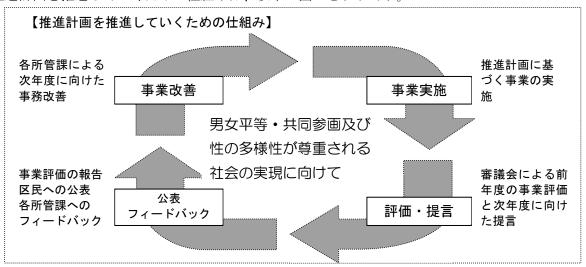
1 本答申の位置付け

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例(以下「条例」という。)第14条第2項は、目黒区男女平等・共同参画審議会(以下「審議会」という。)が、目黒区男女平等・共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)の事業評価を行うことを規定しています。

条例が、審議会の所掌事項の一つとして事業評価を規定したのは、目黒区が推進計画に基づいて事業を実施したのち、審議会が第三者の視点による事業評価を行い、次年度以降に目黒区がその事業評価を生かして事業の展開を行うことにより、条例で目指す社会づくりに貢献すると考えたからです。

事業評価は、推進計画が実施された平成16年度から行っており、本答申は平成28年度から実施されている「目黒区男女平等・共同参画推進計画(平成28年度~令和3年度)」(三期目)の令和3年度の事業実績とその成果を評価したものです。

推進計画を推進していくための仕組みは、以下の図のとおりです。



なお、平成28年度から実施されている推進計画において、新たに設けられた「分析の着眼点」及び「事業」については、「New」という表記をしました。

2 事業評価の方針・方法

第2章の「I 評価の方針」「Ⅲ 評価の方法」により事業評価を行います。評価の基準や評価段階の表示方法について平成23年度から平成27年度までの推進計画の評価方法から一部変更していますので、詳しくは第2章をお読みください。なお、評価に当たっては以下の点に留意しています。

- ① 事業評価をわかりやすく示します。★の数で評価結果を表現し、計画全体の進捗状況をレーダーチャートで示します。
- ② 客観的な評価に努めます。 数値目標を含んだ「分析の着眼点」を明記し、事業実績報告及び区民意識調査報告に基づいた 分析を行い、その分析の結果を評価に反映します。大項目の評価は、中項目の★の数から総合的 に導き出します。
- ③ 事業に対する改善点などを提言します。 各中項目の冒頭に、審議会から所管課へのメッセージとして「提言」を掲載します。

3 事業評価の対象ー関連事業について

本答申では、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現を主たる目的とする事業(以下「主目的事業」という。)のみならず、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連する事業(以下「関連事業」という。)についても対象としました。なぜなら、関連事業も、条例で目指す社

会づくりに重要な役割を果たしているからです。

本答申は、関連事業については、その事業本来の目的という視点から評価したものではなく、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりという視点で評価しています。今後も関連事業の実施において、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する視点を持って事業を推進してほしいと思います。

4 結語

条例第4条は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を、区の主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとしています。

上記の条例第 4 条及び第 14 条 2 項の趣旨に基づき、審議会による事業評価を次年度の事業実施に 反映し、担当課だけではなく、区全体の所管課が一丸となって、推進計画の事業を効果的に実施する ことを期待します。それによってこそ、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重が着実に推進され ると確信しています。

第2章 事業評価と提言

I 評価の方針

1 基本的な考え方

推進計画の実施期間である平成28年度から令和3年度までの間、毎年度の事業実績(進捗状況)と その成果を第三者機関である審議会が評価します。特に、成果の評価をすることが重要となります。

また、審議会としての事業評価は、区より提出されたデータ(「事業実績報告」及び「区民意識調査報告」)に基づいて、客観的に行うこととします。

2 評価の単位

評価は、最終的には大項目(目標)としてどうであったかを問いつつ、具体的には大項目を構成する中項目(課題)を単位に行います。中項目はいくつかの小項目(施策の方向)から、小項目はいくつかの事業で構成されています。

3 主目的事業と関連事業

事業には、主たる目的が「男女平等・共同参画及び性の多様性尊重」の推進にあると読み取れる主目的事業と、主たる目的は他の課題の解決・対応にあるが、その目標・方法・結果又は成果が男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連すると読み取れる関連事業があります。たとえば、「中項目2-2 子育て支援」の「施策の方向① 多様な保育サービスの充実」は、「保育を必要とする子どもに対する児童福祉の充実」が主たる目的ですが、同時に、多様な保育サービスの充実は、働く人々の仕事と生活の両立を支援し、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりに重要な役割を果たすことになりますので、関連事業と位置付けられます。

主目的事業と関連事業は、異なる観点で検討します。主目的事業は、原則として事業の成果、場合によっては事業の実施状況に注目します。関連事業は、主要な政策目的が何であれ、その目標・方法・結果又は成果において、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進との関係が読み取れるかに注目します。

4 中項目単位の評価

中項目単位の評価は、中項目を構成する主目的事業及び関連事業をそれぞれ上記3に記した観点で 検討し、それらを総合して行います。

5 大項目としての総括

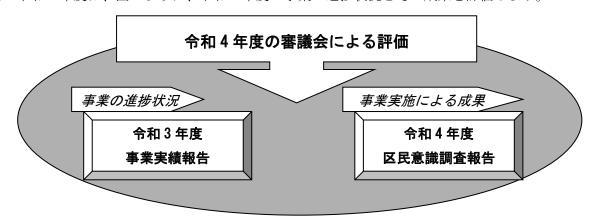
大項目の評価は、大項目を構成する中項目につき上記4の評価を行った上で、それらを総括して行います。大項目の中で、重点項目に指定されている中項目は、大項目として総括するときに重点的に着目します。

	大項目 (目標)		重点項目に指定されている中項目(課題)
1	あらゆる分野における男女平等・ 共同参画の推進	1 – 1	政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の 推進
2	ワーク・ライフ・バランス (仕事 と生活の調和) の推進	2-1	仕事と生活の両立支援
3	人権が尊重される社会の形成	3 - 2	配偶者等からの暴力の防止
4	男女平等・共同参画の推進の強化	4 - 3	区民、事業者等との協働事業の充実

Ⅱ 評価の方法

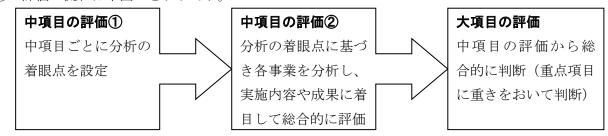
1 基本的視点と評価の流れ

① 令和4年度は、図のように、令和3年度の事業の進捗状況とその成果を評価します。



評価に際しては、区の所管課が提出した令和3年度の「事業実績報告」と、令和3年度に実施した事業の成果が反映されている翌令和4年度の「区民意識調査報告」によって、令和3年度の事業の進捗状況及びその成果を測ります。

② 評価の流れは下図のとおりです。



2 評価の基準

① 施策が成果をあげたかどうか、成果はどの程度であったかを測る"ものさし"として「指標」を設定することとします。指標は推進計画の掲げる「課題ごとの指標」(下表 1)を使用します。評価の出発点となる「課題ごとの指標」の基準値は、推進計画(平成 28 年度~令和 3 年度)が始まる前の「事業実績」(平成 27 年度)及び「区民意識調査」(平成 28 年度)の結果を用います。

(表 1) ★重点項目

	目標(大項目)		課題(中項目)	課題ごとの指標	基準値	直近の 数値	目標値
1 あらゆる分野		★ 1	政策決定及び意思決定 過程への男女平等・共 同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機関(以下「付属機関等」という。) の女性委員の割合	36.9%	39. 2%	50%
		2	地域、団体活動の充実 と男女平等・共同参画の 促進	地域の活動や行事での男女平等意 識「男女平等である」と思う人の 割合	37.5%	36.5%	50% 以上
	同参画の	3	働く場における男女平 等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意 識「男女平等である」と思う人の 割合	11.7%	15.1%	25% 以上
		4	教育及び学習の場にお ける男女平等・共同参 画への理解促進	学校教育での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割 合	72.5%	59.1%	80% 以上

2 推ス (4 進)	★ 1	仕事と生活の両立支援 子育て支援	固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」 と思う人の割合	55. 2%	74.3%	70% 以上
仕事と生活の調和)	3	介護支援	家庭生活(家事・育児・介護)で の男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割 合	9.9%	12.6%	20% 以上
調和)の			共働き家庭での家事分担 「主に妻が行っている」人の割合	35.1%	23.4%	15% 以下
3	1	人権を尊重する意識の 醸成	・身体的暴力の被害経験者の割合	6.7%	2.5%	ゼロ
社人会権のが	★ 2	配偶者等からの暴力の 防止	オ 中町泰刀 シア 灰 日	0.770	2. 3 /0	<u> </u>
の形成が	3	セクシュアル・ハラス メントの防止	セクシュアル・ハラスメントの被 害経験者の割合	10.9%	8.1%	ゼロ
の形成が尊重される	4	生涯にわたる性と生殖 に関する健康と権利の 理解促進と健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と 権利が「尊重されている」と考え る人の割合	_	55. 1%	90% 以上
4			区の男女平等・共同参画施策を 「どれも知らない」人の割合	68.8%	71.1%	60% 以下
推進の強化	1	計画の推進体制の充実	目黒区男女平等・共同参画センタ ーを知っている人の割合	10.6%	10.4%	20% 以上
強等化・共	2	計画の進行管理				
共同参画	★ 3	区民、事業者等との協 働事業の充実	_	_	_	_
0	4	国、東京都、他自治体 との連携				

② また、上記の「課題ごとの指標」のほかに審議会独自の"ものさし"として、次の「審議会独自の目標」(下表 2)を設定します。評価の出発点となる指標の基準値は、「課題ごとの指標」と同様に、推進計画(平成 28 年度~令和 3 年度)が始まる前の「事業実績」(平成 27 年度)及び「区民意識調査」(平成 28 年度)の結果を用います。

(表2)

課題	(中項目)	審議会独自の目標	基準値	直近の数値	目標値
1 - 1	政策決定及	男女どちらかの委員のみの付属機関等の数			
	び意思決定	※この目標は、可能な限り早期に達成されること			
	過程への男	を求める。ただし、対象となるのは会議体形式			
	女平等・共	の付属機関等とする。	1	1	ゼロ
	同参画の推	(対象外となる付属機関等)			
	進	・子どもの権利擁護委員 ・景観アドバイザー			
		・男女平等・共同参画オンブーズ			
		区の管理職に占める女性の割合	13.0%	20.5%	20%以上 (令和3年度)

2-2		家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する	育児 39.4%	家事 30.1% 育児 33.9% 介護 34.3%	-
-----	--	---	----------	----------------------------------	---

③ 「指標」及び「審議会独自の目標」を盛り込んだ「分析の着眼点」を各中項目に設定します。分析の着眼点は、中項目の評価を記載した頁に記載してあります。

3 評価段階の表示

中項目及び大項目の評価結果は次のように★の数によって表します。なお、中項目の評価については、前年度からの事業の進捗や成果が★一つ分に及ばない場合に、例外的に★半分(0.5 単位)の評価をする場合があります。

評価段階	内容
****	達成・十分である
***	概ね十分である
***	ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある
**	不十分である
*	極めて問題がある

4 評価作業における留意事項

(1)数値目標と評価の視点

各年度において「課題ごとの指標」と「審議会独自の目標」の達成度合いを評価する際には、目標値に達しているかという視点のみではなく、進捗状況も加味して評価を行います。これは、「課題ごとの指標」と「審議会独自の目標」が令和3年度までの達成を目指しているためです。

ただし、中項目 1-1 で掲げている「男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 ゼロ」という審議会独自の目標は早期達成を求めているので目標値への到達を重視します。また、この目標については、該当する付属機関等があった場合は名称をあげてコメントを付します。なお、この目標の対象となるのは「男女平等・共同参画審議会」などの会議体形式の付属機関等のみとし、「男女平等・共同参画オンブーズ」「子どもの権利擁護委員」などの区民から相談を受け問題解決を行うことなどを主な職務とする付属機関等については、対象外とします。

(2) 評価の客観性

事業評価は「事業実績報告」と「区民意識調査報告」のデータに基づいて客観的に行います。さらに、審議会での議論を踏まえて、評価の客観性に留意しながら評価を行います。

(3) 推進計画に掲載されている事業のうち、未着手のものがある場合

推進計画に掲載されている事業のうち、未着手の事業については、重点評価項目であるか否かに 関わらず、必ずコメントを付します。

Ⅲ 提言の意義

評価の内容を加味した上で、中項目単位で審議会から各所管課への「提言」を掲載します。「提言」は、審議会から所管課へのメッセージであり、本事業評価において最も重要なものです。所管課には、審議会からのメッセージを真摯に受け止め事業の実施に努めていただきたいと思います。

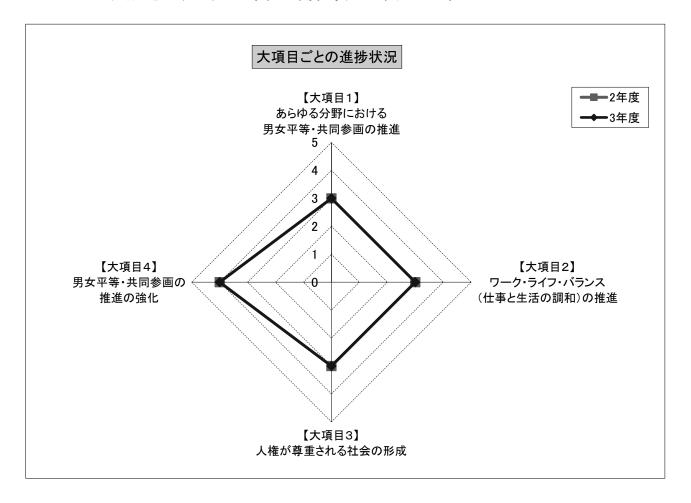
第3章 事業評価結果

I 令和3年度の評価

平成28年度から令和3年度まで実施する目黒区男女平等・共同参画推進計画の第5回目の評価です(令和元年度事業に対する事業評価は中止)。

「大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進」、「大項目2 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進」「大項目3 人権が尊重される社会の形成」はいずれも★★★の「ある程度の成果 (関連) は認められるが未だ課題がある」と評価し、「大項目4 男女平等・共同参画の推進の強化」は★★★★の「概ね十分である」と評価しました。

大項目の総合評価は、いずれも令和2年度と変化はありません。



※2年度と3年度の評価が同じであるため、評価ポイントは同位置にあります。

Ⅱ 評価をする上での今後の課題

審議会における評価検討の過程で、以下の意見が出されました。

- ・女性委員割合の目標値などについて、現実的な水準の目標や幅を持たせた目標にしたうえでの評価が 適切ではないか。
- ・アンケートについて、状況の分析のために回答理由を聞く設問を導入すべきではないか。

第4章 平成28年度から令和3年度までの事業評価に基づく男女平等・共同参画推進 計画の総合評価

1 はじめに

平成14年3月に、23区で初めての男女共同参画条例である「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」が制定、施行されました。同条例に基づいて平成28年に策定された3回目の男女平等・共同参画推進計画の6年間(平成28年度から令和3年度)の進捗状況を総合評価します。

なお、コロナ感染拡大のため、計画実施期間は1年間延長されました。また、事業評価のための「区民意識調査」は、令和2年は実施されませんでしたので、事業評価を行ったのは令和元年度分を除く5年間です。

2 全体の評価

全体として見ると、「推進計画に基づく各所管課による事業実施→審議会による事業評価と次年度に向けた提言→年次報告の公表と各所管課へのフィードバック→各所管課による改善の取組」という仕組みが充実し、機能していることは、高く評価できます(図「計画を推進していくための仕組み」(I - 13 参照))。そのために、審議会の中に小委員会を設けて、審議会という第三者による事業評価を、事業の推進状況だけではなく、事業によってその目標とする成果があげられたかという点からも評価しています。そして、区において、審議会の事業評価と提言を受け止める体制が作られています。

その結果、「区の管理職に占める女性の割合 20%以上」や「保育所入所待機児童ゼロ」のように目標値に達した事業が出たことは大変喜ばしいことです。しかし、「男女どちらかの委員のみの付属機関の数をゼロにする」という目標のように、毎年のように審議会が提言を繰り返しているにもかかわらず、改善や進捗の見られない事業も存在していることは残念です。

推進計画には、4つの大項目(目標)が掲げられています。表「大項目ごとの進捗状況」(I-13参照)に見るように、5年間の大項目の事業評価に変化はなく、大項目 1、2、3 は $\star\star\star$ の「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」であり、大項目 4 は $\star\star\star$ の「概ね十分である」となっています。

3 大項目ごとの評価

(1) 大項目 1 あらゆる分野における男女平等と共同参画の推進

大項目1の「付属機関等の女性委員の割合 50%」と「女性委員ゼロの付属機関等の数 0」という目標値は、最終年度である令和3年度においても達成できていません。事業の成果という点では不十分です。

より詳しく見ると、付属機関等の女性委員の割合は、基準値(計画実施の前年度である平成27年度の数値)の36.9%から令和3年度は39.2%へと割合が若干上昇基調にあります。他方、「女性委員ゼロの付属機関等の数」は、ここ6年間で3→2→2→4→2→1と常に女性委員ゼロの付属機関等が存在し、増加した年すらありました。特に公害健康被害補償診療報酬審査会は、この6年間一貫して女性委員がゼロとなっています。付属機関等を担当する各所属長や担当者へ様々な働きかけをしていることは高く評価できますが、さらなる推進計画の趣旨の浸透と原因の解明が必要です。

また、他の分野での 6 年間の女性比率を見ると、区管理職では 13.8% \Rightarrow 16.0% \Rightarrow 18.5% \Rightarrow 19.8% \Rightarrow 22.2% \Rightarrow 20.5% となっています。令和 2 年度には、「区の管理職に占める女性の割合 20%以上」という目標値を達成できたことは評価することができます。住区住民会議代表者では 9.1% \Rightarrow 13.6% \Rightarrow 13.6% \Rightarrow 9.0% \Rightarrow 13.6% \Rightarrow 18.2%、町会・自治会長では 10.1% \Rightarrow 10.9% \Rightarrow 12.1% \Rightarrow 13.4% \Rightarrow 14.6% となっています。働く場としての学校において、小学校における女性管理職割合は 36.4% \Rightarrow 36.4% \Rightarrow 43.2% \Rightarrow 47.7% \Rightarrow 45.5% \Rightarrow 45.5% \Rightarrow 0,0 \Rightarrow 45.5% \Rightarrow 46.5% \Rightarrow 5%、中学校における女性管理職割合は、16.7%

 \Rightarrow 16.7% \Rightarrow 11.1% \Rightarrow 5.6% \Rightarrow 11.1% \Rightarrow 11.1%となっています。中学校教員の女性比率が 44.5% (令和 4年 5月 1日現在)であることから考えると、中学校の女性管理職割合は少ない現状にあります。他の分野において若干の改善はみられるものの意思決定過程への男女平等・共同参画の状況は停滞しています。

学校教育の場における男女平等意識は、計画実施年度の平成28年度及び29年度には70%台と高い水準にありましたが、その後低下し、令和4年度には59.1%となっています。この傾向の背景には、社会における出来事の影響があるものと推察されます。

(2) 大項目2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

大項目 2 の総合的な評価は、この 6 年間変化はありませんが、中項目において評価を上げた事業が 2 つあります。

第1に「中項目 2-1 仕事と生活の両立支援」です。固定的性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が、令和3年度に76.1%と、目標の70%を初めて超え、令和4年度も74.3%と70%台を維持しています。このことから、令和2年度以降、評価が \bigstar 2つから \bigstar 3つになりました。

第2に、「中項目2-2 子育て支援」です。待機児童への取組み等が評価され、平成30年度は、平成29年度よりも★半分評価を上げ、令和2年度はさらに★半分評価を上げて、★3つ半から★4つになりました。令和3年度も★4つを維持しています。これは、保育所入所待機児童数がゼロとなったことを評価したものです。待機児童数をゼロにすることは容易なことではなかったと思いますが、保育園の充実は、男女平等・共同参画の推進のためには不可欠ですので、高く評価することができます。

他方で、家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識は、平成29年度の14.1%から令和4年度には12.6%となっていますが、目標値の20%以上には達していません。これは、実際に家庭内での家事・育児・介護の分担を「主に妻が行っている」割合が、30%台にとどまっていることと関係しています。固定的性別役割分担の意識の変化が、家庭内での家事・育児・介護の分担の変化につながっていないことが課題です。そのため、男性の家庭内での家事・育児・介護の分担を進めていく取組みの充実が求められています。

介護に関して、特別養護老人ホームの入所待機者数を改善することは容易なことではありませんが、待機者数の改善や高齢者の自立支援などの事業を今後も着実に行っていくことが望まれます。

(3) 大項目3 人権が尊重される社会の形成

事業は着実に行われ、区内の中学生向け人権教育プログラム「デートDV防止講座」の出張講座を行うなど、引き続き工夫がみられましたが、新型コロナ感染拡大防止のため、ここ数年は区立中学校の中学3年生全員に小冊子「ステキな関係をつくるために デートDVについて知っておこう」を配布し、さらに希望した中学校には、小冊子を作った団体が作成した YouTube 限定公開動画視聴による授業を実施しました。

しかし、DVの被害経験率やセクシュアル・ハラスメントの被害経験率が減少していくという目標に関しては、十分成果があがっているとはいえません。これらの問題は根が深く、簡単には解決しない問題ですので、時間をかけた取組が必要です。

DVやセクシュアル・ハラスメントと比較すると、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及と啓発が遅れており、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方を知っている人の割合は、10.8%⇒8.2%⇒12.3%⇒13.1%⇒10.9%と前計画期間では 10%に満たなかった状況から10%台になってきてはいますが、未だ少数にとどまっています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方の普及を粘り強く行っていく必要があります。

本計画において、事業82は「性的マイノリティについての啓発」を掲げ、映画上映会や講座などの啓発事業が行われています。より明確に性的指向や性自認に基づく差別を解消し性の多様性が尊重される社会を実現することをめざして、条例は「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」に改正され、令和2年3月6日に施行されました。

(4) 大項目 4 男女平等・共同参画の推進体制の強化

男女平等・共同参画の推進体制は、制度としてはほぼ整い、また、実施においても区の努力が見られます。

しかし、施策は着実に実施されていますが、その成果である「区の男女平等・共同参画施策を 『どれも知らない』人の割合 60%以下」、及び「男女平等・共同参画センターを知っている人の 割合 20%以上」という目標値には、未だ到達できていません。斬新な手法を考えるなど、成果 を出せるような取組の見直しが必要です。

男女平等・共同参画センターは、区が男女平等・共同参画施策を実施していくための重要な拠点施設です。「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」第11条は、区に拠点施設の整備を義務付けています。しかし、平成24年3月に策定された「目黒区行革計画」は、施設の統廃合を含めた見直しを行うこととし、その項目の1つとして「男女平等・共同参画センターの見直し」を挙げました。最終的に、平成26年3月に「目黒区区有施設見直しの方針」が策定され、男女平等・共同参画センターの機能は必要であることが確認されました。その後、令和3年10月に策定された「新たな目黒区民センターの基本構想」において、将来的には建て替えられた区民センターに、多様な機能とともに「男女平等・共同参画センター」の機能も集約していく考え方が示されています。

【大項目ごとの評価で引用する各種データについて】

- 3(1)~(4)に記載の各種人数・数値等のデータは以下の年度のデータを引用している。
 - ・事業実績報告からの引用 ⇒ 平成28年度~令和3年度事業実績
 - ・意識調査報告からの引用 ⇒ 平成29年度~令和4年度調査結果

おわりに

この6年間において4つの大項目の評価が上がらなかったことが示すように、男女平等・共同参画の実現は容易なことではありません。しかし、固定的性別役割分業意識の変化にみられるように、希望の持てる変化がみられます。意識の変化が行動の変化につながり、行動の変化が実態を変えていくことができるように、区は着実にかつ効果的な施策を実施していってほしいと思います。区が効果的な施策を実施するためには、男女平等・共同参画が実現できなかった原因を分析することが必要です。

最後に、本計画期間の後半は、新型コロナ感染拡大により、予定していた事業を行うことができない事態になりました。そのような中、開催方法を工夫するなど事業の実施に尽力された担当職員の 方々には深い感謝の意を表したいと思います。

■大項目ごとの進捗状況(平成28年度~令和3年度)

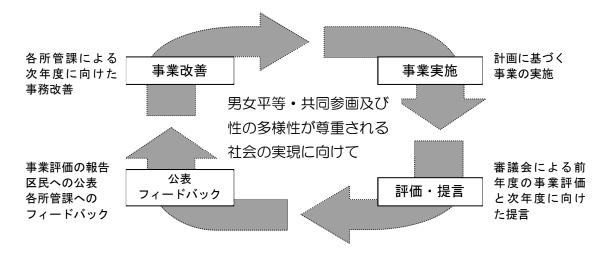
	〔大項目 1〕 あらゆる分野にお ける男女平等・共同 参画の推進	〔大項目 2〕 ワーク・ライフ・バラ ンス(仕事と生活の 調和)の推進	〔大項目 3〕 人権が尊重される 社会の形成	〔大項目 4〕 男女平等・共同参画 の推進体制の強化
3 年度	***	***	***	***
2 年度	***	***	***	***
30 年度	***	***	***	***
29 年度	***	***	***	***
28 年度	***	***	***	***

★★★★★「達成・十分である」 **★★★★**「概ね十分である」

★★★「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」

★★「不十分である」 ★「極めて問題がある」

■計画を推進していくための仕組み



男女平等•共同参画推進計画 事業体系

		2 年度評価	3 年度評価	ページ
大項目1 あら	らゆる分野における男女平等・共同参画の推進	***	***	I - 15
中項目 1 一 1	政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画 の推進	***	***	I - 15
中項目1-2	地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	**	**	I - 19
中項目1-3	働く場における男女平等・共同参画の促進	***	***	I - 22
中項目1-4	教育及び学習の場における男女平等・共同参画への 理解促進	***	***	I - 25

	2 年度評価	3年度評価	ページ
大項目2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) の推進	***	***	I - 29
中項目2-1 仕事と生活の両立支援	***	***	I - 29
中項目2-2 子育て支援	****	****	I - 35
中項目2-3 介護支援	***	***	I - 39

	2 年度評価	3年度評価	ページ
大項目3 人権が尊重される社会の形成	***	***	I - 42
中項目3-1 人権を尊重する意識の醸成	****	****	I - 42
中項目3-2 配偶者等からの暴力の防止	***	***	I - 45
中項目3-3 セクシュアル・ハラスメントの防止	***	***	I - 49
中項目3-4 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解 促進と健康支援	***	***	I - 52

	2 年度評価	3年度評価	ページ
大項目4 男女平等・共同参画の推進の強化	****	****	I - 55
中項目4-1 計画の推進体制の充実	***	***	I - 55
中項目4-2 計画の進行管理	****	****	I - 59
中項目4-3 区民、事業者等との協働事業の充実	***	***	I - 61
中項目4-4 国、東京都、他自治体との連携	****	****	I - 62

大項目 1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある

大項目 1 は、男女がその性別に関わらず対等なパートナーとして社会のあらゆる分野で共同参画することを目指して、女性の活躍推進のための実効性のある施策を実施する事業群である。

重点項目である「政策決定及び意思決定過程」における「付属機関等での女性割合」は、女性ゼロの機関が2機関から1機関になり、特に今回追加された4機関で女性割合が40%を超えたことは、担当所管の努力の成果と考える。一方で、目標値の50%に届かない機関等は未だ55機関中41機関あり、全体としての女性割合も39.2%と目標値とは隔たりがある。また、区の管理職に占める女性の割合は目標値の20%は維持したものの、2年度から僅かに減少しており昇任試験への挑戦を促す施策が必要と考える。

3年度は、2年度の新型コロナウイルス感染症予防により縮小していた講座や相談事業が再開され、概ね従来の事業実施状況に近づいてきた。その中には、オンラインによる講座開催やSNSを活用した情報提供など、新しいツールを利用して成果も上がっている。今後も工夫を凝らした継続的な活動を望む。

残念なことは、区民意識調査結果と区の実施実績にずれが見られることである。一つ一つの区の取組が区民の目に届いていないことや区民のニーズと合わなくなっているものもあるのではないか、などがその原因として推察される。区報やSNSを通じたニーズの把握と情報提供の強化によって、区民の男女平等・共同参画意識が高められることを期待したい。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

H28 年度から R3 年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】1-1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進

《★重点評価項目》

指標の目標値

区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合 【50%】

審議会独自の目標値

男女どちらかの委員のみの付属機関等の数

【ゼロ】

区の管理職に占める女性の割合

【20%以上】

提言

○ 女性委員の割合ゼロおよび50%未満の付属機関等の解消に向けた取組の強化を望む事業1/。

付属機関及び私的諮問機関の女性委員の割合が全体的に上がってきた。特に追加された機関において全て 40%以上を占めたことは、女性委員割合の向上に向けた努力が認められる。しかし、未だゼロの機関が残っていること、目標値の 50%に達していない機関が 55 機関中 41 機関あり、更なる取組みが必要である。まずは、国のポジティブ・アクション「2020 年 30%」の趣旨に做

って、全機関の女性割合 30% (30%以下 13機関) を目指すなど段階的な取組みから始めては如何であろうか。

〇 区女性職員のキャリア形成への意識向上と昇任試験への挑戦を促進する環境整備の強化を望む 事業3・4・5。

管理職総数に対する女性管理職の割合は、3年度20.5%と2年度より1.7ポイント下がった。同時に、管理職昇任選考の全受験者34人に占める女性割合も17.6%と2年度の22.2%から減少し、女性合格者はいない。課長補佐職と主任職への昇任選考受験者に占める女性割合も減少している。職員のキャリア形成への対応、及びワーク・ライフ・バランスの推進の仕組みをより充実させて、女性が受験しやすい環境整備を望む。

分析の着眼点

- ① 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いの実績はどうか
 - ・区が設置する付属機関等の女性委員の割合が50%になったか
 - ・女性委員の割合が50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか **New**
 - ・男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか New
 - ・区の管理職に占める女性の割合が 20%以上になったか New

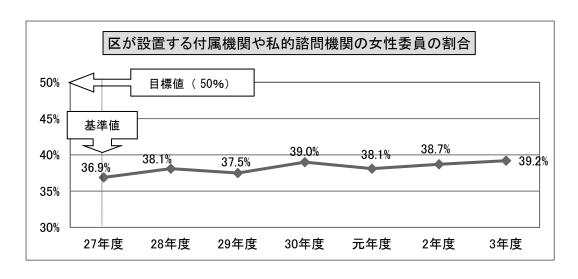
分析

≪着眼点①≫ 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いの実績はどうか

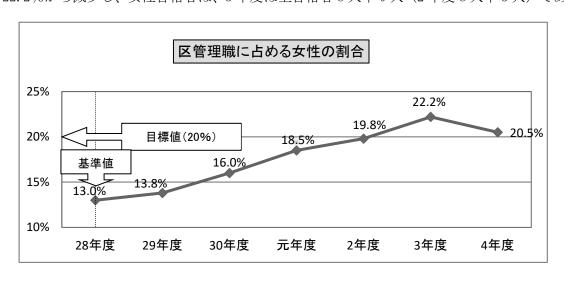
- ・区が設置する付属機関等の女性委員の割合が50%になったか
- ・女性委員の割合が 50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか **New**
- ・男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか New
- 区の管理職に占める女性の割合が20%以上になったかNew

≪分析①≫ 政策企画課(現:企画経営課)は、23 年 1 月 26 日付けの男女平等・共同参画オンブーズからの指摘を受け、24 年度から継続的に、毎年実施する付属機関等の設置状況の調査とともに、各所管課に対し、「関係団体へ可能な限り女性委員を推薦すること」を明記した依頼書を送付すること、及び「付属機関等の委員改選後の女性委員の割合をはじめ『女性比率 50%の目標に向けて配慮した点』などを報告すること」を依頼しており、女性委員割合の向上に向けた努力が認められる。

一方、付属機関及び私的諮問機関の女性委員の割合は4年3月1日現在で全体として39.2%と、2年度の調査結果38.7%から僅かながら上がってきたが、目標値の50%とは隔たりがある。しかし、55ある付属機関等のうち、女性委員ゼロの機関は2年度の2機関から減少し、「公害健康被害補償診療報酬審査会」の1機関のみとなった。特に、追加された4付属機関「長期計画審議会」「予防接種健康被害調査委員会」「精神保健医療福祉推進協議会」「特別養護老人ホーム等整備運営事業者選定委員会」においては女性委員の割合は40%を超えており、女性委員の割合向上への努力は認められる。事業1。



人権政策課は、付属機関等の女性委員の割合を向上させるために制定した「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に、国立女性教育会館の「男女共同参画人材情報データベース」を活用するよう明記し、各所管に情報提供を依頼する際にデータベースの活用を推奨している事業2。4年4月1日現在の区常勤職員2,169人のうち女性職員は1,220人であり、女性職員割合は56.2%と、3年4月1日(55.5%)とほぼ同程度である。区の管理職総数に占める女性の割合は、4年4月1日は20.5%で3年同月(22.2%)から減少したが、審議会独自の目標値である20%以上は維持した。管理職昇任選考の全受験者34人に占める女性数は、3年度は6人であり、女性割合は17.6%と2年度の22.2%から減少し、女性合格者は、3年度は全合格者8人中0人(2年度8人中3人)であった。



課長補佐職昇任能力実証では女性受験者は2年度6人(22.2%)から3年度は4人(20.0%)と減少したが、女性合格者は2年度の3人(33.3%)から3年度は4人(40.0%)となった。なお、主任職昇任選考では女性受験者は2年度の102人(71.3%)に対し、3年度は受験者数102人と同数であるが割合は63.4%と減少し、さらに、女性合格者も、2年度の32人(66.7%)から3年度は23人(42.6%)と減少した事業3。

2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっていた若手職員キャリア形成支援事業は若手職員キャリアデザイン研修「未来の自分がいきいきと歩むヒントを得る!」が再開され、56名が受講した事業4 New。また、職員のキャリア形成への対応、及びワーク・ライフ・バランスの推

進を目的とした「メンター相談制度」を継続して実施した(実績3年度2件、2年度1件)事業5 **New**。 2年度、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっていた女性のキャリアアップ講座として「女子の副業」が2回実施されて合計29人が参加した。女性を対象とした就労支援セミナーは、3年度も中止した。また、生涯学習課の関連団体が企画運営する地域サークル講座では3年度「演じてみよう!朗読劇「SEVEN・セブン」一7人の女性の人生を「演じる」のは、あなた…」が実施され、述べ88人が参加した。男女共同参画週間に合わせたパネル展示を総合庁舎西口ロビーで25年度から継続して行っている事業6・7。

女性リーダー育成のための派遣研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、女性団体リーダー国内研修への助成は実施できず、「日本女性会議」への参加助成はWeb開催された会議への参加費等について助成が行われた事業 8。

評価

評価の理由

2 年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっていた女性のキャリア形成を促す各種講座の再開や各所管課に対し「関係団体へ可能な限り女性委員を推薦すること」の継続的な働きかけなど、政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画を促進するための努力は評価できる。女性委員ゼロの付属機関は2機関から1機関となり、追加された4機関においては女性委員の割合が全て40%以上となった。しかし、付属機関等に占める女性委員の全体をみると割合はわずかに増加したが目標値50%には依然として隔たりがある。唯一女性委員ゼロとして残った「公害健康被害補償診療報酬審査会」は6年に渡ってゼロの状態が続いている。

さらに、区の管理職に占める女性の割合は目標値の20%以上を維持したものの、2年度より1.7ポイント減少した。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度・3年度)

【中項目】1-2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

指標の目標値

地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【50%以上】

提言

〇 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発のための各種講座の継続と講座等への参加を容易にする工夫を期待する事業 10・11・12。

メールマガジン「キラリねっと」及び男女平等・共同参画センターだより「であいきらり」の発行や講座開催による意識向上への取組は着実に継続されているが、区民意識調査における地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合は目標値の50%に計画期間中一度も届いていない。YouTube、SNS等を駆使して、誰もが講座開催等の情報を得ると同時に何処ででも各種講座に参加できるよう工夫して欲しい。

○ 地域活動の意思決定への男女の等しい参画を促す取組みを強化して欲しい事業9・13・14。

地域活動の活発化には男女が共に課題等に取り組むことが不可欠であるが、その意思決定に 参画している女性割合は少ない。区民意識調査においても「地域の活動や行事での男女平等意 識」では「男女平等である」と答えた人の割合は36.5%である。各住区、町会・自治会長、区 内事業者への更なる働きかけによって、地域活動をリードする女性の登用を促して欲しい。特 に防災対策においては女性をリーダーとして積極的に活用することで災害時の対応は効果的で 実効性の高い運営に繋がると考える。

分析の着眼点

- ① 地域活動の意思決定への男女の等しい参画があったか
- ② 地域活動への男女共の参加があったか
- ③ 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発のための区の取組みは行われたか
- ④ 地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 50%以上になったか

分析

≪着眼点①≫ 地域活動の意思決定への男女の等しい参画があったか

≪分析①≫ 住区住民会議代表者の3年度の女性割合は、2年度の13.6%(22人中3人)から18.2%(22人中4人)と増加した、町会・自治会長の3年度の女性割合は2年度の13.4%(82人中11人)から14.6%(82人中12人)と僅かながら増加した事業13。

≪着眼点②≫ 地域活動への男女共の参加があったか

《分析②》 「働く男女が参加しやすい講座等の開催」の点では、講座の開催数や参加人数は課ごとに増減はあるものの、人権政策課、産業経済・消費生活課、スポーツ振興課、保健予防課や生涯学習課などで幅広い内容の講座が開催されている。男性の育児参加を促す保健予防課の「パパママの育児教室」は、2年度は年32回、3年度は年56回実施し、参加者は2年度の延べ296人(男性のみ)から3年度は延べ579人(妊婦333人、パートナー246人)であった。また、社会教育館ごとの各種講座の参加者は、2年度の延べ612人(男性155人、女性413人、内訳不明44人)に対し、3年度は延べ949人(男性315人、女性582人、その他4人、内訳不明47人)であった事業10。

保育付き講座の開催は、報告書提出件数 44 件、実施回数延べ 124 回、保育者数延べ 212 人、保育 児数延べ 474 人 (うち 2 歳未満児延べ 71 人) で、2 年度の報告書提出件数 26 件、実施回数延べ 59 回、保育者数延べ 111 人、保育児数延べ 233 人 (うち 2 歳未満児延べ 32 人) と比べ、延保育児数、保育者数、2 歳未満保育児数はいずれも増加した事業 11。

講座等における保育従事者登録事業の点では、登録者が2年度の39人から35人に減少した。3年度は、保育者向けフォローアップ・意見交換会は2年度に引き続き実施しなかった事業12。

男女平等・共同参画センター利用登録団体は、3年度は2年度の25団体から20団体に減少した。 事業17。

学習・交流の場の提供としての男女平等・共同参画センターの会議室等の利用の状況では、会議室の利用回数は3年度271回(2年度225回)、研修室の利用回数は3年度410回(2年度433回)、保育室の利用回数は3年度42回(2年度45回)であった事業16。また、24年度から男女平等・共同参画センター資料室の女性史に関わる貴重資料(約300点)を開架とし、閲覧・複写サービスを行うとともに、ホームページにその一覧を掲載して区民への周知に努めている。資料室の蔵書数やDVDを増やし資料室をメールマガジン「キラリねっと」及び男女平等・共同参画センターだより「であいきらり」で周知した。貸出冊数は2年度の1,170冊から3年度は1,403冊に増加、登録者数は2年度の49人から3年度は44人に減少した事業15。

女性リーダー育成のための派遣事業は、国内研修は実施せず、「日本女性会議 2021 in 甲府」は Web での会議開催となったため目黒女性団体連絡会に対し、会員全員の参加費等の一部を助成することで参加を支援した事業 18。

講師派遣等支援事業のうち「申請社会教育学級」は、団体参加が5団体(2年度8団体)、学習会回数35回(2年度52回)、参加者延べ人数294人(2年度436人)であった。その他派遣事業(社団連、女性団体)では、講習回数15回(2年度16回)、参加者488人(2年度462人)であった事業19。

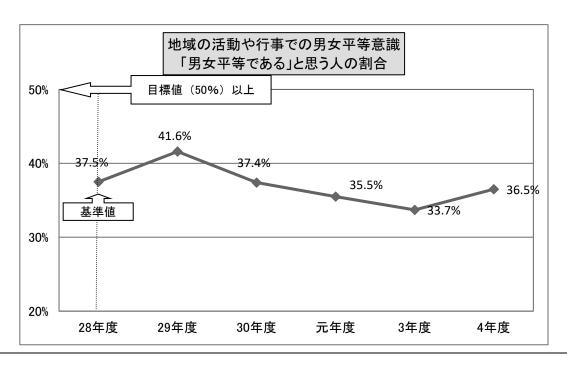
≪着眼点③≫ 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発のための区の取組みは行われたか ≪分析③≫ 東京都社会保険労務士会目黒支部との共催で、区内事業所を対象とした社会保険労務 士による改正育児・介護休業法特別相談会を計画・広報したが、参加事業所は、0 社(2 年度 1 社) であった事業 9。

防災課では、目黒区地域防災計画の前提として、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していくことにし、地域住民による避難所運営組織について女性の参画を図り、担当ごとに男女の責任者を置き、男女のニーズの違いを考慮した視点のもと、各種会議や防災対策講演会などを進めている。また、スポーツ振興課も、地域のスポーツ活動を担うための会合を実施する際には、働く男女の都合に配慮し、構成員が参加しやすい時間帯に開催している事業13。さらに「避難所運営協議会の手引き」に、男女双方の視点や複数の女性の参画の重要性、避難所運営の構成員に男女の偏りがないよう留意する必要性などについて記述して避難所運営協議会の立ち上げ時の留意点を啓発している

≪着眼点④≫ 地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 50%以上 になったか

事業 14 *New*。

《分析④》 令和 4 年度の区民意識調査の「地域の活動や行事での男女平等意識」について、「男女平等である」と答えた人の割合は 36.5% (3 年度は 33.7%) と若干増加したが、目標値の 50%には及ばない。



評価

**

評価の理由

住区住民会議代表者と町会・自治会長の3年度の女性数はそれぞれ1人増加した。働く男女が参加しやすい講座等の開催においても保育付きの講座開催など、地域活動への参画を促す活動が継続されて参加者も2年度より増加した。しかしながら、令和4年度の区民意識調査「地域の活動や行事での男女平等意識」について、「男女平等である」と答えた人の割合は若干増加したものの依然として目標値の50%とは隔たりがある。全体的に成果は僅かながら向上したが、2年度の評価に★を上乗せするには至っていない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度·3年度)

区民意識調査報告(3年度·4年度)

【中項目】1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進

指標の目標値

労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【25%以上】

提言

〇 事業者内での男女平等・共同参画の意識が向上し「男女平等」が定着する取組の強化を望む事 業 20・21。

区民意識調査における労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が計画期間中一度も目標値の 25%に届かないことは憂慮すべき課題である。目黒法人会等との共催講座や、団体独自の研修会などへの後援を通して、事業者内での「男女平等」が促進されることを望む。今後の活動として、意識の向上から実施と定着を促す内容を盛り込むなどの視点も加えた取組を期待したい。事業者が講座や研修会開催に拒否感を抱かない親しみ易く興味をそそるタイトルで呼びかけるなど、アプローチ方法にも工夫が欲しい。

○ 女性の起業・自営や就労への実効性の高い支援を継続して欲しい事業22・23・24・25。

男女を問わず起業や就労支援の相談事業や講座開催等は継続されている。他方で、一般社会での女性の起業や就労は男性に比べて不利な立場におかれる構図が時に話題となり残念である。目黒区内においては女性が男性と等しい起業や就労の機会を得て活躍できるよう実効性を伴う支援の継続を望む。

分析の着眼点

- ① 事業者への啓発・情報提供が効果的に行われたか
- ② 女性の起業・自営や就労への支援があったか
- ③ 働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか
- ④ 労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 25%以上になったか

分析

≪着眼点①≫ 事業者への啓発・情報提供が効果的に行われたか

《分析①》 東京都社会保険労務士会目黒支部と共催で、区内事業所を対象に社会保険労務士による改正育児・介護休業法特別相談会を計画・広報したが、参加事業所は0社であった事業21 New。総合庁舎内や区民センター内にパンフレット棚を設置し、東京都労働相談情報センターニュース、東京都中小企業振興公社などのパンフレット、セミナーや講演会等の開催のチラシを配布し、事業者の理解促進を図った事業20。

≪着眼点②≫ 女性の起業・自営や就労への支援があったか

《分析②》 対象者を女性に限定した事業ではないが、「実践めぐろ創業塾(フォローアップ講座)」(参加者延べ16人:女性8人、男性8人)を2日間、「実践めぐろ創業塾(兼業・副業型)」(参加者延べ122人:女性33人、男性89人)を6日間、2年度に引き続きオンライン開催した。加えて、2年度新型コロナ拡大防止のために中止していた「実践めぐろ創業塾」(参加者延べ72人:女性26人、男性46人)は再開して2日間、また3年度新たに「実践めぐろ創業塾(応用編)」(参加者延べ57人:女性31人、男性26人)を6日間、全てオンラインで実施し、さらに集合で「新入従業員研

修」(参加者延べ70人:女性26人、男性44人)を2日間、再開した事業22。起業に関する相談「創業相談室」の相談件数は、128件(女性53人)で2年度の130件(女性63人)から減少した。比較的女性の進出しやすいサービス業等の創業相談が増えてきているため、女性の利点を生かせる職種の新情報には特に留意し、時代のニーズに適合した助言を行っている事業23。

女性の起業家や自営業者への支援として各種融資事業が実施された。また、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する方への総合支援資金の貸付は、3,963件(2年度4,172件)であった事業24。

ワークサポートめぐろにおける就労相談事業として、就職ミニ講座(毎月 6 回)の延べ参加者は 400 人となっており、そのうち女性は 263 人であった。就職支援セミナーは 3 年度 3 回実施され、「私らしいライフキャリアを創る」は、9 人(女性のみ)、「人生 100 年時代・働けるうちは働くため の心構え」への女性参加者は 8 人中 1 人、「仕事探しで知っておきたい労働法」の女性参加者は 11 人中 7 人だった 事業 25。

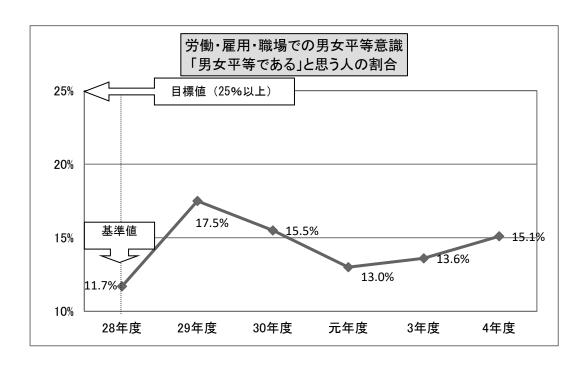
≪着眼点③≫ 働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか

《分析③》 区は、「人材育成・活用基本方針」により、これまで以上に女性職員の参画を促進していく事を示し、平成28年3月には、管理職における女性比率を令和2年度までに20%にすることを目指す目標を盛り込んだ「目黒区女性職員活躍推進計画」を策定(令和4年度中に改定予定)しており、職員配置の性別における偏りの解消に努め、女性職員の勤労意欲の向上と昇任意欲の醸成を図った。また「人材育成・活用基本方針」の方向性に沿って、人事異動の実施にあたっては職員の異動希望を踏まえた上で、各所属の男女のバランスに極力配慮するとともに、従来からの男性職員の配置が多い部門には積極的に女性職員の配置を行った。「目黒区女性職員活躍推進計画」に係る取組みとして、女性管理職をロールモデルとした「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて」(取組事例集)を職員向けに引き続き周知し、女性職員の昇任意欲醸成に取り組んだ事業26。

区職員の男女平等・共同参画に対する理解を深めるため、男女平等・共同参画審議会からの答申や年次報告書を庁内システムを活用して周知し、区職員の理解促進を図った。また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントについての指針や要領を配布し、相談窓口等についても周知した事業27。管理職を対象として、女性活躍推進や多様性に配慮した組織や地域を目指す取組の重要性についての理解を促進するためのオンライン研修を実施(参加者41人)、希望者を対象に、ジェンダーを含む性の多様性についての理解を促進するためのオンライン研修を実施した(参加者42人(アンケート提出者))。また、各職層の昇任者を対象に、男女平等・共同参画を含む様々な人権問題について考え人権意識を深めることを目的とした人権研修を、集合とeラーニングで実施した(受講者数104人)。さらに、3年度に任用された会計年度任用職員全員を対象として、会計年度任用職員研修の中で、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスなど職業を取り巻く人権問題の説明をeラーニングで実施した(受講者数208人)事業28。

≪着眼点④≫ 労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 25%以上 になったか

≪分析④≫ 区民意識調査において「労働・雇用・職場で『男女平等である』と思う人の割合」は、 令和4年度は15.1%となり、3年度の13.6%から増加したが、目標値の25%以上には届かない結果 となった。



評価

評価の理由

2 年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっていた研修の再開、支援事業の充実 等、区民を対象とした区の取組は認められる。区職員に対しても女性職員の勤労意欲の向上と昇任 意欲の醸成意欲への取組や各職層の昇任者を対象とした男女平等・共同参画を含む様々な人権問題 について考え人権意識を深めることを目的とした人権研修の実施など、前向きな姿勢が窺える。

しかし、区民意識調査において「労働・雇用・職場で『男女平等である』と思う人の割合」は若干増加したが、目標値の25%には及ばない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度・3年度)

区民意識調査報告(3年度·4年度)

【中項目】1-4 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進

指標の目標値

学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【80%以上】

提言

○ 学校教育の場での男女平等意識の定着を目指して事業の継続を望む事業36・37・38・39。

教育活動においては男女平等教育が継続的に推進され、また、教員に対する研修も充実している。男女平等意識は、学校教育の場での継続的な教育から育まれると考えられるため今後も着実な取組を期待する。

〇 生涯学習における、男女平等意識の更なる醸成と定着に向けた取組の強化を望む事業 30・32・ 33

生涯学習の中で小・中学校での道徳の授業を地域住民に公開することは目黒区の男女平等意識 向上への取組をアピールする一手段として有効なため、区報やSNSを活用してその情報が区民 の目に触れ、参加者が増えることを期待する。また、講座やワークショップ等の開催も継続して 充実を図って欲しい。区民意識調査では、目標値との乖離が見られる調査結果に及ぼす要因等を 考察すると、学校教育現場での目黒区の取組に特化した設問を設けるなどの工夫が必要かもしれ ない。

○ 男女平等・共同参画の視点からメディア・リテラシ―教育を強化・継続して欲しい事業 41・ 42

インターネットの急速な普及は様々な情報に触れる機会を提供したが、溢れる情報を適切に 読み解く能力が身についているかについては未だ疑問の域を出ない。学校教育や生涯学習にお いて、マスメディアのみならずソーシャルメディアも視野にいれて、より一層のメディア・リ テラシーを高める学習機会を設け、判断力の育成に取り組んで欲しい。

分析の着眼点

- ① 教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が80%以上になったか
- ② 働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか
- ③ 生涯学習において、男女平等教育が推進されているか
- ④ メディア・リテラシー教育において、男女平等・共同参画の視点があるか

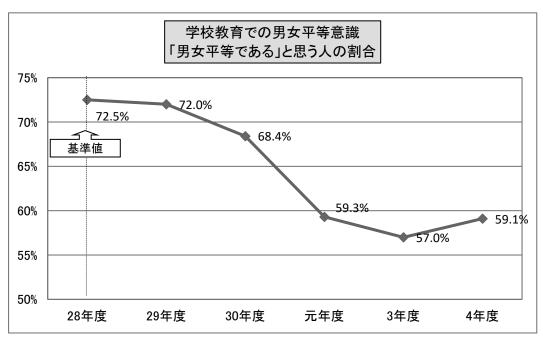
分析

≪着眼点①≫ 教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が80%以上になったか

≪分析①≫ 男女混合名簿の使用は、全区立小・中学校で継続して実施されている事業 36。教員を対象とする研修は、2年度同様、目黒区内全教職員の必修研修として、e ラーニングによる人権教育推進の研修を実施し、人権課題の様々な視点で啓発に努めた。教育課題研修としては、各学校の人権教育担当者等を対象にした書面による人権教育研修を開催した事業 37。

学校では、教育活動全体を通じて男女平等・共同参画の考え方を身に付けた児童・生徒を継続して 育成している。また、教員の人権感覚を高める取組も継続して実施し、「目黒区子ども条例」の趣旨 を生かした人権感覚チェックシートなども活用している。4 校(3 小学校、1 中学校)が区の人権教育推進校の指定を受け、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進した。指定から 2 年目となる小中学校では、区が主催する人権研修会(人権教育推進校研究発表会)を動画配信形式で開催し、他校に公開授業及び事例報告会等を行った事業 38。また 2 年度に引き続き、社会科を中心に教育活動全体を通じて、男女平等・共同参画の意識を醸成する授業を実践している。一例として、小学校(6 年生)では戦後 20 歳以上のすべての男女に選挙権が保障されたことや、日本国憲法において男女平等が示されたこと、国連において女子児童教育拡充が求められたことなど、人権に関する国内外の取組みについて、中学校では男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定により、男女の平等が進んできていることについて学んでいる事業 39 **Non**.

区民意識調査において、学校教育について「男女平等である」と思う人の割合は、3 年度調査で 57.0%と低下し、令和 4 年度調査では標本誤差の範囲内ながら 59.1%とやや増加したが、目標値の 80%には大きな隔たりがある。一方、同調査で「あなたは、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重 を推進するために、今後、区は特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(〇は 3 つまで)」という問いに、「学校での男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に向けた教育の推進」と答え た人の割合は 38.9%(3 年度 41.4%)と 1 番目となっている。また、「家事・育児・介護の分担が一方の配偶者に偏らないようにするためには、特にどんなことが必要だと思いますか。(〇は 3 つまで)」の問いに「学校教育の場で、家事などは男女が共に担っていくことであると教えること」と回 答した割合は 44.5%であり、3 番目に多い回答だった。



≪着眼点②≫ 働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか

《分析②》 女性の管理職(小・中学校長、副校長)数は、区立の小学校 22 校・中学校 9 校の全 31 校 62 人中、4 年 4 月 1 日は全体で 22 人(35.5%) と 3 年 4 月 1 日と変わりはない。管理職ポストの うち女性管理職の割合を小・中学校ごとに見ると、小学校における女性管理職割合は 45.5% (44 人中 20 人)であるが、中学校における女性管理職割合は 11.1% (18 人中 2 人)と隔たりが見られる

ことも変わりない。区立の幼稚園 (1園) とこども園 (2園) では、園長・副園長とも女性管理職が 占めた。

管理職選考における女性教員の受験割合は、有資格者 244 人(女性 165 人、男性 79 人)のうち、受験者は 2 人(女性 1 人、男性 1 人)で、2 年度の 60%から 50%となり、合格者も 2 人中 1 人が女性で 50%であった。事業 40。

≪着眼点③≫ 生涯学習において、男女平等教育が推進されているか

≪分析③≫ 生涯学習における男女平等教育として、区内全小・中学校において道徳授業地区公開講座を開催し、道徳の授業を地域の住民に公開することで男女平等教育のための知識・情報を広く伝えている。また、授業参観だけでなく、道徳授業に関する意見交換会や住民の参加できる講演会も実施し、学校の発行する学校だよりや各学校がホームページをとおして情報発信に取り組んだ事業30。

学童保育事業運営に当たっては、保育のなかで、児童の役割分担等について常に男女平等の視点を持って事業を行った。また、保育課では男女平等の視点に立った保育の実践のための自己啓発を促したほか、引き続き保育職員に対する研修の充実に努めている(参加者:3 年度 17 人、2 年度 4人) 事業 31。

社会教育講座の開催については、開催前にホームページやチラシ・ポスターで情報提供を行っている。情報提供時は、男女平等の視点に立ったイラストを使用するなどの配慮をしている。また、人権やジェンダーを考える講座を1回実施し、参加者は88人(女性82人、男性6人)であった事業32・33。2年度、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施されなかった男性向け家事育児講座「パパといっしょに学ぶお片付け」が再開され、男性保護者と子どもがトレーニングキットを使ってお片付けを学んだ(参加5組13人)事業34。

様々な行事や講座が各所管で開講されており、保育付きの行事や講座の開催実績は、延べ 124 回 実施され、保育児数延べ 474 人(うち 2 歳未満児延べ 71 人)に対して、保育者数延べ 212 人が保育 を行った事業 35。

≪着眼点④≫ メディア・リテラシー教育において、男女平等・共同参画の視点があるか

≪分析④≫ 教育指導課では、学校教育における児童・生徒のメディア・リテラシーを育成する事業が引き続き実施された。また、情報モラル教育では情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図っている。その際、男女平等・共同参画などの人権尊重の観点を踏まえた指導を進め、児童・生徒が「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、適切に判断できるように、教員が指導している事業41。人権政策課では3年度社会教育の一環として「人気アニメ作品から見るジェンダーと男性性」講座を実施し、メディアからの情報を主体的に解釈して考える力の育成を図った(参加者23人)事業42。

評価

評価の理由

学校教育と生涯学習の場における男女平等・共同参画への理解促進に向けた各種事業への取組は 2年度中止していた講座の再開を含めて継続されている。また、メディア・リテラシー教育は学校教 育現場では継続して実施され、新たに社会教育の一環として「人気アニメ作品から見るジェンダー と男性性」講座を実施し、メディアからの情報を主体的に解釈して考える力の育成を図るなど努力が認められる。一方で、学校における働く場としての女性管理職割合は、中学校では依然として11.1%と低い。さらに、4年度の区民意識調査において、学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合は59.1%と元年度から連続して60%を下回っており、目標値の80%以上とは隔たりがある。特に平成28年の基準値からも低下傾向であり、この点は区の努力が及ばない要因、例えばその時々の社会情勢が人々の意識に影響を及ぼしていることなどが推察されるが、低下傾向に関しての分析は必要である。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度·3年度)

区民意識調査報告(3年度・4年度)

大項目2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある

大項目2のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進は、男女平等・共同参画社会を 実現するための意識醸成や固定的性別役割分担の解消にかかわっている。

固定的な性別役割分担意識についてみると、「反対・どちらかといえば反対」とする割合が、目標値である 70%以上を 3 年度より継続して維持しており、意識醸成の点では男女平等・共同参画社会の実現に近づいてきているといえよう。

しかし、生活における実態をみると、そのような意識の変化が反映されているとはいえない。共働き家庭の家事分担において、「主に妻が行っている」割合が23.4%あり、また、家庭内での家事・育児・介護分担を「主に妻が行っている」割合は、いずれも30%台となっている。

意識の変化を行動の変化につなげ、実態を変えていく取組みが求められている。区は着実に事業 を行っているものの、十分な成果をあげているとはいえない。

また、子育て支援は保育所入所待機児童ゼロを維持しているが、制度間の連携に課題がある。今後 の少子化に向けた対応も求められている。介護施設の増設は予算との関係上むずかしい側面はある けれども、引き続き取組むべき課題となっている。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

H28 年度から R3 年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】2-1 仕事と生活の両立支援

《★重点評価項目》

指標の目標値

固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合 【70%以上】 家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】 共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合 【15%以下】

審議会独自の目標

家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する

提言

〇 家庭生活(家事・育児・介護)において、実際の男女平等・共同参画が実現するような取組み をさらに充実していってほしい事業 46・47・48・49・50。

固定的性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」とする割合は70%以上になってきているが、家庭生活において男女平等であると思う人の割合は10%台にとどまっている。実際にも家事分担において「主に妻が行っている」とする割合は改善されていない。開催回数を増やしたり、参加しやすい土・日にオンライン開催するなど男性の家事・育児・介護への参加

が促進されるような施策を充実してほしい。また、区役所は、男性の家事・育児・介護への参加のモデル事業所になるように引き続き取組みを行っていってほしい。

〇 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組みを促進する新たな手法を考えてほしい事業 43・44・45。

事業者へのワーク・ライフ・バランスの取組みを促進する施策を着実に行ってはいるが、DVD の貸出事業は施策としての効果を検証し、たとえば、事業者向け啓発事業として、YouTube による男女平等・共同参画に関する法改正情報の配信や23区など他の地方自治体と連携して取り組める事業の模索など効果的な手法を検討してほしい。

分析の着眼点

- ① 固定的な性別役割分担意識は改善したか
 - ・固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が 70%以上になったか
- ② 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか
 - ・家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
 - ・共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が 15%以下になったか New
 - ・家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか
- ③ 事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか
- ④ 男性に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか New

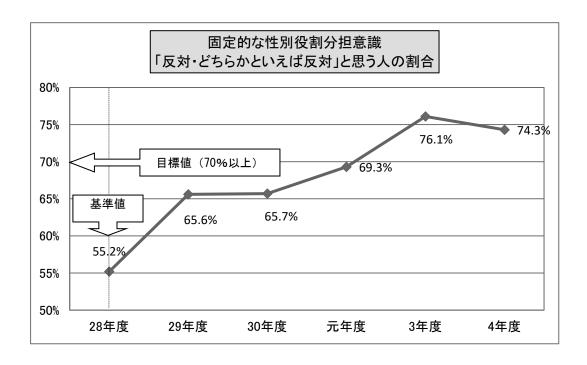
分析

≪着眼点①≫ 固定的な性別役割分担意識は改善したか

・固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が 70%以上になったか

≪分析①≫ 区民意識調査によれば、固定的な性別役割分担意識に「反対」と回答した人の割合は、42.0%、「どちらかといえば反対」の人の割合は32.3%、合計74.3%だった。男女別に、「反対・どちらかといえば反対」の人の割合を見てみると、女性は76.4%、男性は71.5%だった。

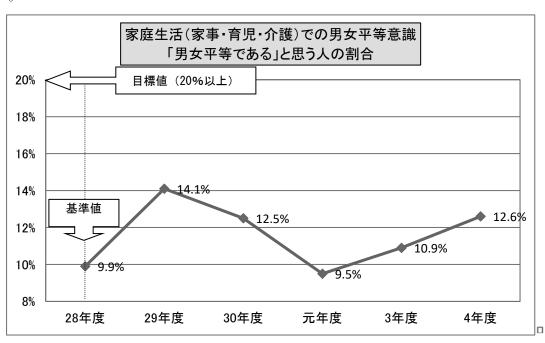
4 年度の調査で固定的性別役割分担意識に反対する回答の割合は、若干割合が下がったものの、70%を超え、3 年度に引き続き目標値を達成した。



≪着眼点②≫ 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

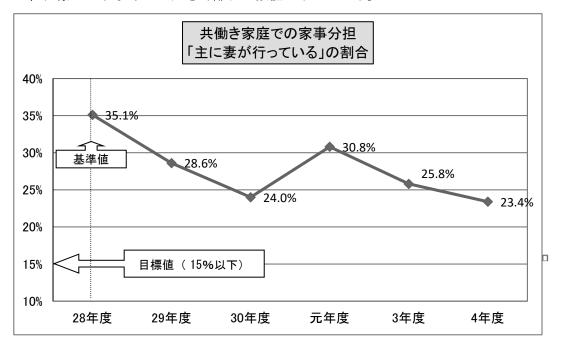
- ・家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
- ・共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が 15%以下になったか **New**
- ・家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少 しているか

≪分析②≫ 区民意識調査において、家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識について、「男女平等である」と回答した人の割合は、全体で12.6%だった(3年度10.9%)。また、男女別にみると、男性は21.2%が「男女平等」と回答しているのに対し、女性は6.0%しか「男女平等」と回答していない。

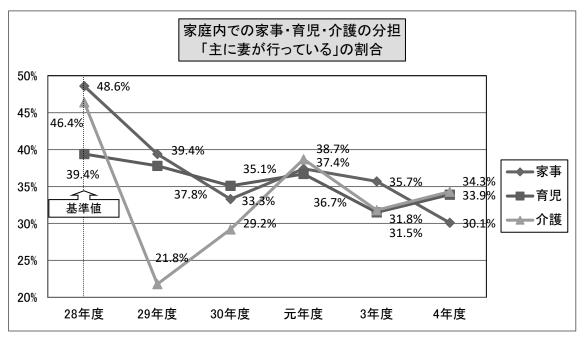


まず、共働き家庭での家事の分担については、次のような結果となった。

「主に妻が行っている」と回答した割合は、23.4%となり、3年度の25.8%から割合が低下しているものの、目標の15%以下とは大きく離れた数値となっている。



次に、配偶者(事実婚のパートナーを含む)のいる家庭での家事の分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は30.1%(3年度35.7%)、育児対象者がいる家庭での育児の分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合が33.9%(3年度31.5%)、介護対象者がいる家庭での介護の分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は34.3%(3年度31.8%)となっており、家事の割合は低下しているが育児と介護の割合は若干上昇している。



※家庭内での家事・育児・介護の分担「主に妻が行っている」の割合は、区民意識調査の結果から、「該当なし」「無回答」と回答した人を除いた数を分母として、「主に妻が行っている」と回答した人を分子として算出している。

≪着眼点③≫ 事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか

≪分析③≫ 目黒法人会にワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業パンフレットの配布を依頼した際に、目黒法人会から、区内の中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組みに関する情報を収集した。事業43・44。

そのほかの事業者向け啓発事業として、ワーク・ライフ・バランスの啓発に関するDVDの貸出を企画したが、貸出依頼は0件だった(2年度0件) 事業44。また、28年度より新規事業として、「ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業」を実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、区内の中小企業等にアドバイザーの派遣を計画したが、応募がなかった。代わりに行った特別相談会にも参加社はなかった事業45 **New**。

子育てや介護を担いながら働くための意識啓発の事業としては、総合庁舎内にパンフレット棚を設置し、マザーズハローワーク東京の事業概要のチラシ、東京しごとセンターや東京都労働相談情報センターのニュース、セミナー等開催チラシ、その他、労働に関するセミナーや講演会のチラシなどが配布された事業46。区においては、職員全員が自身の働き方を見直しワーク・ライフ・バランスを推進することを目的に超過勤務縮減に向けた取組みを開始するとともに男性職員を対象に育児休業取得促進の取組みを継続した。その結果として取得率が、元年度の25.0%、2年度の44.4%、3年度の51.6%と順調に増加している。育児休業の平均取得期間は、女性18.1か月に対し、男性3.1か月となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策としての時差出勤制度の導入のほか、在宅勤務及びテレワークを特例実施した事業47・48 **New**。

≪着眼点④≫ 男性に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか New

《分析④》 家事・育児の分野に男性の参画を促すための啓発事業としての男性向けの家事育児講座は、男性保護者と子どもが参加する「パパといっしょに学ぶお片付け」が開催され、5 組 13 人が参加した事業 49・50。また、6 月の男女共同参画週間に合わせ、目黒区総合庁舎西口ロビーで目黒区男女平等・共同参画推進計画や計画に基づく施策内容、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの紹介などを行うパネル展示を実施した事業 49。

家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供のため、産業経済・消費生活課は3講座を企画したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、そのうち2講座が中止となり、3年度は「どうなってるの?今どきの葬祭事情」の1つの講座を実施した。参加者は、31人(女性20人、男性11人)であった。また、保健予防課及び碑文谷保健センターは共同で「パパママの育児教室」を新型コロナウイルス感染症対策の観点から、参加対象者を妊婦のみ又はパートナーのみに限り1回当たりの参加人数を従来より少なく制限して行った。その結果、2年度の32回(土曜16回、日曜16回、かかる3年度は56回(平日24回、土曜20回、日曜12回、参加者は延べ579人)と回数が増加し、参加者は大幅に増加した。福祉総合課では、家族介護教室(5回)を土・日曜日に開催し、参加人数67人(2年度延べ10人)のうち男性は42人(2年度2人)だった。開催回数が増加し、2年度より参加者も57人増加した。土・日にオンライン開催としたことにより男性の参加が大幅に増えた。生涯学習課では、各社会教育館が、家事、育児、介護に関する全6講座を開催し、男性も参加しやすい曜日や時間の工夫をした。内容は、「子どもたちのために今、私たちにできること」「子どもの自己肯定感を育てる」「幸せをつくる整理術」「世界の家庭料理」などだった。参加者は延べ270人で、そのうち男性は43人だった事業50。

評価

評価の理由

3 年度も新型コロナ感染症の影響を受けて実施されなかった事業があるが、講座への参加者は増えている。特に、パパママの育児教室や家族介護教室は、男性の参加者が大幅に増えたことは評価することができる。

他方で、数値目標に関して、「共働き家庭での家事分担」「配偶者のいる家庭の家事分担」において「主に妻が行っている」割合の減少が見られるが、2年度で新たに達成できた目標値はなかった。 以上のことから、前年度と同じく、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度・3年度)

区民意識調査報告(3年度・4年度)

【中項目】2-2 子育て支援

指標の目標値

家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】 審議会独自の目標

育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する

提言

○ 子育ての様々なニーズに対応し、施策の連携と充実を望む事業 51・52・53・54・55・56・57・ 58・59・60・61・62・63・64・65・66。

保育所は待機児童ゼロを引き続き継続していることは評価できる。卒園後利用する学童保育 クラブの受け入れ可能人数は拡充しているが、ランドセル来館等の対策をとっているものの待 機児童がいることに対する取組みの充実を期待したい。そのほか、ひとり親家庭の親を含めた 子育てに伴う様々なニーズに対応できるような施策の充実を望む。

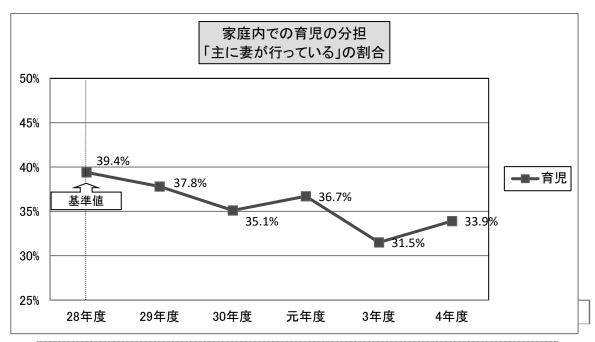
分析の着眼点

- ① 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか
 - ・家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 20% 以上になったか
 - ・育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか
- ② 男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための育児支援は推進されているか
- ③ ひとり親家庭に対する支援は推進されているか
- ④ 女性に偏りがちな育児を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

分析

≪着眼点①≫ 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

- ・家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 20%以上になったか
- ・育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか 《分析①》 育児を「主に妻が行っている」という割合は 33.9%であり、3 年度の 31.5%から割合が増加した。なお、家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合については、中項目 2-1 分析②で言及しているため、記載を省略する。



※家庭内での育児の分担「主に妻が行っている」の割合は、区民意識調査の結果から、「該当なし」「無回答」と回答した人を除いた数を分母として、「主に妻が行っている」と回答した人を分子として算出している。

≪着眼点②≫ 男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための育児支援は推進されて いるか

《分析②》 男女が共に就労や社会参加と子育てを両立できるための育児支援の要である保育所入所待機児童対策において、保育課では、認可保育園の数は2年度と同様に99園とし、1園の2年後の閉園に向けて定員を37人減少し、7,532人とした。延長保育事業も全園で実施している。入所待機児童数は、4年4月1日現在で0人と待機児童数ゼロを維持している事業51。病気等で一時的に保育を必要とする場合に、区立保育所で就学前の子どもの保育を行う緊急一時保育の利用は、件数が63件、日数は延べ620日だった。その内、病気による利用が最も多く、日数は延べ489日(全体の78.9%)、件数は28件(全体の44.4%)だった事業52。地域型保育事業としては、小規模保育が1事業所の閉園に伴い2年度より1か所減少し、14か所(定員228人)、事業所内保育所が2年度と同様に2か所(定員71人(うち地域枠21人))で実施された。居宅訪問型保育事業では、2年度は1人の利用があったが、3年度はなかった事業53 New。

子育て支援課では、学童保育クラブの入所申請超過対策として受入人数の増加及び保育環境の改善を図るため、施設数を 36 か所から 41 か所に 5 か所増やして受入れ人数の拡充を図った。その結果、全体の受け入れ可能人数 2,375 人 (2 年度 1,640 人) に対し、3 年 4 月 1 日現在、入所児童数は 2,141 人 (2 年度 1,936 人)、待機児童数は 57 人 (2 年度 35 人) となった。待機児童 57 人に対しては、ランドセル来館等の対策をとっている。事業 54。

シルバー人材センターが行う育児支援サービス事業の受注件数は 296 件と 2 年度の 203 件から 93 件増加した。事業の内訳では産前産後の家事援助が 136 件で最も多かったが、ベビーシッター101 件、幼稚園・保育園の送迎 59 件であった事業 55。地域で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業の活動件数は 1,828 件(延べ利用件数 2,173 件)であり、2 年度より件数で 72 件

増加)、延べ利用件数でも 60 件増加した。ファミリー・サポート・センターの協力会員登録数は、420 人で 2 年度の 415 人とほぼ同程度であった。利用会員登録数は 331 人と、2 年度の 394 人から 63 人減少した事業 56。子どもショートステイ事業の利用者数は、延べ 29 人(2 年度延べ 50 人)、利用日数は延べ 112 日(2 年度延べ 197 日)であった事業 57。

≪着眼点③≫ ひとり親家庭に対する支援は推進されているか

《分析③》 ひとり親家庭に対する各種支援は引き続き行われている。ひとり親家庭に対する児童 扶養手当の支給世帯数は720世帯(4年3月31日現在)である。母子又は父子相談は、1,511件 (2年度1,771件)でこのうち父子相談は14件(2年度18件)だった。また、母子及び父子家庭 の経済的自立を支援するため、修学などに必要な資金の貸付(母子及び父子福祉資金)は27件(こ のうち父子3件)実施され、2年度の40件(このうち父子1件)より13件減少した事業58。ひと り親家庭ホームヘルプサービスの派遣回数は、延べ1,155回、内訳は母子家庭1,155回、父子家庭 0回だった。2年度の延べ693回(母子家庭674回、父子家庭19回)から大幅に派遣回数は増加し たが、父子家庭の利用はなかった事業59。ひとり親家庭への家賃助成は70世帯(継続43世帯、 新規27世帯)で、全体として2年度の77世帯から7世帯減少し、新規世帯も36世帯から27世帯 となり9世帯減少した事業60。

≪着眼点④≫ 女性に偏りがちな育児を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか。

《分析④》 子ども家庭支援センター ほ・ねっとひろばの貸出は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。子育で情報ポータルサイト及び子育でアプリにで、子育でグループの活動内容やオンラインイベントの情報を掲載した(団体数 23) 事業 61 2 年度に引き続き、育児期の親たちのネットワークづくりや交流のための支援も行われた。保健予防課と碑文谷保健センターでは妊娠中の母親やそのパートナーに対し、妊娠・出産・育児に関する講座や実習、交流会を実施し、仲間づくりを支援するハローベビークラス、ハローベビーサロンは、3 年度から「パパママの育児教室」に事業が統合された。パパママの育児教室は、合計 56 回実施され、延べ参加人数は 579 人だった(妊婦333 人、パートナー246 人)。2 年度は、コロナ感染症の影響のため、4 月から8 月に事業を中止したために、24 回の実施となり、110 人(女性のみ)の参加だった。保護者同士の交流を図るはじめての子育での集い(2 年度は中止)は対面で開催予定だったが、3 年度はオンライン形式で実施した。11回開催し、参加者は 60 人だった。育児学級についても基本的に中止となり、4 か月健診の際にミニ講座を行った。碑文谷保健センターの多胎児懇談会は 4 回開催され、参加人数は延べ 37 人だった(2 年度は 1 回開催し、延べ 10 人)事業 62。

子ども家庭支援センター事業は、ほねっとひろば事業を子育てふれあいひろば事業と利用者支援事業に分けて実施した。子育てふれあいひろばの利用者数は、延べ7,095 人(うち父親利用315 人)だった(2 年度6,166 人、うち父親の利用295 人)。ひろば相談は、309 件(2 年度273 件)だった。利用者支援事業のうち、子育て総合相談は353 件であった(2 年度213 件)。子ども家庭支援センター事業の相談件数は582 件と、2 年度の605 件より減少した。なお、相談のうち、虐待受理件数の占める割合が引き続き多く、3 年度は、336 件だった(2 年度377 件)事業63。生涯学習課は、引き続き、各中学校区での地域教育懇談会の活動を支援し、活動経費を一部負担したり、同懇談会代表者会を実施したりした事業64。上目黒児童館では、「子育てひろば」を開設し、開所回数321回(2 年度253回)、参加者は延べ4,903 人(2 年度4,237 人)であった。その他、児童館相談件数は、2 年度同様に延べ148 件だった。子育てふれあいひろばは2 年度に引き続き5 保育園で実施され、家庭で保育している保護者の子育て支援を行った。利用者数は新型コロナウイルス感染症拡大防止のた

め、利用時間や人数の制限を行ったが、7,698 組 15,882 人(2 年度 5,677 組 12,057 人)であった $\boxed{\mathbb{F}}$ (65)。

子育て支援課では、子育で情報の提供事業として、子育で情報ポータルサイトの運営のほか、区民目線による子育で情報の各種発信がなされ、区からのお知らせ 137 件(2 年度 96 件)を行った。また、「めぐろ子育でホッ!とブック」)を発行した(日本語版 12,000 部)事業 66。

評価

評価の理由

家庭生活(家事・育児・介護)において「男女平等である」と思う人の割合は増加したものの、目標値には達していない。同じく、家庭内での育児分担(「主に妻が行っている」)の割合は増加した。 意識と実態において、目標に達していない。

しかし、2年度から継続して保育所の待機児童ゼロが維持されており、学童保育クラブの受け入れ 可能人数を増加したことは評価できる。

以上のことから、前年度と同じく、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度·3年度)

区民意識調査報告(3年度·4年度)

【中項目】2-3 介護支援

指標の目標値

家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

審議会独自の目標

介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する

提言

○ 介護を社会全体で支援する施策の継続した充実を望む事業 76・77・78・79。

特別養護老人ホームの入所待機者数が2年度より減少したが、700人台となっており、目黒 区基本計画の令和3年度末までに特別養護老人ホーム待機者数を500人とするという計画目標 値に達していない。施設の増設には予算上の制約があると思うが、引き続き拡充に向けて努力 してほしい。また、介護に関する情報提供や相談の充実も望む。

〇 男性の介護への参加を促す取組みを推進してほしい事業 75。

家族介護教室は、男性が参加しやすい土・日にオンラインで開催するなど工夫がなされているが、さらに多くの男性が参加したくなるような内容の充実を望む。

分析の着眼点

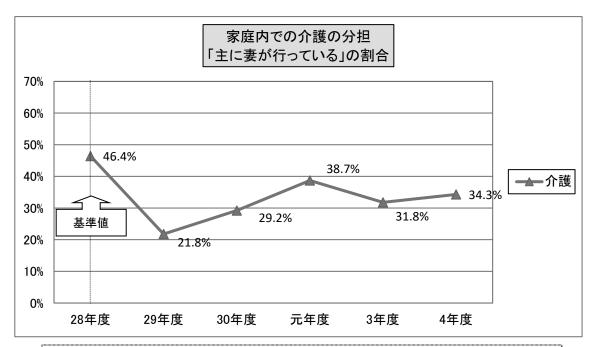
- ① 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか
 - ・家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
 - ・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか
- ② 高齢者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか
- ③ 女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか New

分析

≪着眼点①≫ 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

- ・家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
- ・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

《分析①》 介護を「主に妻が行っている」という割合は 34.3%と、基準値(46.4%)よりも低い数値になっているものの、29年度に 21.8%まで低下した割合よりは高いレベルにある。なお、家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合については、中項目 2-1分析②で言及しているため、記載を省略する。



※家庭内での介護の分担「主に妻が行っている」の割合は、区民意識調査の結果から、「該当なし」「無回答」と回答した人を除いた数を分母として、「主に妻が行っている」と回答した人を分子として算出している。

≪着眼点②≫ 高齢者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか

《分析②》 高齢者のための自立支援事業は引き続き行われた。高齢福祉課では、相談内容により、包括支援センターをはじめとする関係所管及び民生委員、事業者、施設、病院などの関係機関と連携して、引き続き相談事業の充実を図った。高齢福祉課の高齢者センター相談のうち、健康相談は696人(男性360人、女性336人。2年度は体調チェックとして実施し4,541件)、生活相談は498人(男性208人、女性290人)であり、生活相談は2年度の15人から498人と大きく増加した。3年度の生活相談の人数の大幅増加は、カウントする相談の範囲を広げたことが影響している。また、福祉総合課で生活困窮に関する自立支援相談を実施するとともに、生活福祉課では、生活相談(生活保護等の相談)を実施し、必要に応じて関係機関と連携したり、生活保護受給者については、高齢者支援員の配置により、個別事情に応じた自立目標をサポートした事業67。

権利擁護センター事業では、各種相談事業や成年後見制度の利用支援事業を行っているほか、親族後見人をサポートするめぐろ成年後見ネットワークや専門相談員の配置などで高齢者の生活支援体制を整えている事業 68。住宅課では、3 年度は 2 年度に引き続き高齢者福祉住宅の新規整備はなかった事業 69。居住支援事業では、民間賃貸住宅情報提供は 38 世帯(2 年度 40 世帯)、居住継続家賃助成は 277 世帯(2 年度は 266 世帯)だった事業 70。

高齢者福祉住宅には、4 年 3 月末現在、235 人(女性 122 人、男性 113 人)が入居している(2 年度 272 人、うち女性 149 人、男性 123 人) 事業 71。また、高齢者の自立生活を支援するため、住宅改修給付事業が行われ、住宅改修予防給付 1 件(2 年度 5 件)、住宅設備改修給付 41 件(2 年度 33 件)の利用があった事業 72。

老人いこいの家の利用者は、延べ 47,796 人(女性 36,726 人、男性 11,070 人)で、2 年度 28,943 人(女性 24,328 人、男性 4,615 人)よりも約 20,000 人増加した。高齢者センター事業の各種活動の再開により参加人数は2年度より増加した事業 73。シルバー人材センターの会員数は1,187 人(2 年度は1,221 人)で、就業延べ人員は140,113 人(2 年度は132,110 人)だった事業 74。

≪着眼点③≫ 女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか **New**

《分析③》 高齢福祉課で行っている介護施設に関する相談件数は38件(2年度37件)だった。施設の入所状況は、養護老人ホームについては、入所者数が178人(2年度196人)、入所待機者数が2人(2年度3人)で、特別養護老人ホームについては、入所者数が延べ910人(2年度831人)、入所待機者数が738人(2年度833人)だった。特別養護老人ホームについては、依然として多くの人が入所を待っている。福祉総合課では、介護に関する相談や高齢者保健福祉サービスなどの情報提供を昨年に引き続き行った。その中で、介護保険サービスの利用や必要に応じた訪問保健相談事業の導入などを実施した。家族介護教室(5回)を平日働いている人や男性も参加できるように土・日曜日に開催している(2年度1回)。参加者は67人(女性25人、男性42人)であった(2年度10人、うち女性8人、男性2人)。障害施策推進課では、家族介護を日常的に無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ったきめ細やかで効果的な障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について、助言・サービス紹介等を行い、介護者の負担軽減を図った。また、相談支援事業所の指定を区が行い、区民にとって身近で専門的な相談ができる窓口の整備充実を図った。障害者支援課では、重症心身障害児者在宅レスパイト事業は、実利用者数29人、延べ利用回数は332回と、2年度(実利用者数は28人、延べ利用回数は297回)より延べ利用回数が増加した事業75。

保健予防課で継続的に実施されている認知症家族への支援や認知症高齢者相談のうち、保健師による相談は6件(2年度7件)だったが、専門医による相談は1件(2年度0件)だった。碑文谷保健センターでも、精神保健総合相談や随時の認知症高齢者相談(17件:2年度13件)が引き続き実施された事業76。高齢者の在宅生活を支援するため、在宅支援ヘルパーの派遣、寝具乾燥・消毒サービス、出張理美容サービス券の支給、紙おむつの支給を行った事業77。また、高齢者の介護支援及び生活支援を目的に介護保険制度の充実に努めた事業79。

介護施設などの整備の面では、第四中学校跡地での都市型軽費老人ホーム併設型特別養護老人ホームが令和3年4月に開設されたほか、令和3年8月に目黒3丁目に国有地を活用した事業者による特別養護老人ホームが開設された事業78 **New**。

評価

評価の理由

3年度は、新型コロナ感染症の影響を強く受けた2年度よりも、高齢者及び障害者に向けた支援事業の実績は全体的によい傾向を示している。

しかし、家庭内での介護の分担を「主に妻が行っている」割合が増加しており、状況の改善がみられない。また、介護施設などの開設は行われているが、特別養護老人ホームの入所待機者数は減少したものの、高水準である。

以上のことから、前年度と同じく、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度・3年度)

区民意識調査報告(3年度·4年度)

大項目3 人権が尊重される社会の形成

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある

女性の人権が尊重される社会の形成に向けた啓発・支援事業は着実に実施されている。相談事業 については、利用者数も定着しており、その役割を充分担ってきた。また多様な性の在り方への理解 促進に向けた啓発事業も行われた。

一方、指標の目標値に照合して実績をみると、4年度の意識調査によれば、配偶者からの身体的暴力の被害経験者は2.5%(目標値ゼロ)、セクシュアル・ハラスメントの被害経験者は8.1%(目標値ゼロ)である。さらに妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合は55.1%(目標値90%以上)であった。前年度からの改善は幾分みられるが、平成29年以降の区民意識調査の数値の変遷をみると、残念ながらどの課題も指標の目標値に向けての大きな改善は見られなかった。

世の中の流れに照らし合わせてみると、#MeToo などの運動による被害体験の告発で、女性の人権を守ることに対する社会的意識が高まりを見せている中、調査を見る限り被害経験率が目に見える形で改善しなかった。また、少子化問題が取り上げられることの多い昨今、子どもを産まないという権利があることも含めてリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関連付けた講演やめぐろ区報などでの取り上げによって、その概念が一般に普及するための機会を創り出してもよいのではないか。

コロナ禍においていくつかの事業の継続や実施が叶わなかったことに加えて、丸 2 年にわたり感染防止対策によって在宅時間が増えたことが人とのつながりや家族の関係性に与えた影響は小さくないと考える。目標値の達成に向けて、事業内容については社会情勢や時流をみながら、状況に応じた柔軟な対応と工夫、場合によっては改革を求めたい。そしてそれぞれの項目において区民に見える形で目標値に向けて成果を生みだすことが期待される。

以上のことから、評価は「ある程度の成果は認められるが未だ課題がある」とした。

H28 年度から R3 年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】3-1 人権を尊重する意識の醸成

提言

〇 女性に対する暴力、家庭内暴力防止に向けた相談事業と啓発講座の一層の充実を望む事業 80· 81。

性差に関する意識改革に加えて、女性に対する暴力、家庭内暴力が犯罪であり人権に対する深刻な侵害であるという啓発活動を継続してほしい。また、被害者がそのような状態にある場合の状況に応じた具体的な対処や知識について実務的な講座の開設を検討してほしい。

〇 多様な性のあり方に関する啓発活動の場により多くの人がアクセスできるように、学習機会を充 実させてほしい事業 82。

東京都パートナーシップ宣誓制度導入を前に、当事者や区民の声を聞きながら、LGBTQ への理解

を促す啓発と支援の場を広げてほしい。インクルーシブ教育システム※の考え方を取り入れ、多様性尊重のために共に学ぶ仕組みを展開させるなどの広範囲な取組みを期待したい。

※インクルーシブ教育システム(目黒区基本計画から引用)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

分析の着眼点

- ① 女性に対する暴力及び家庭内暴力防止に向けた啓発が行われているか
- ② 多様な性のあり方についての啓発が行われているか New

分析

≪着眼点①≫ 女性に対する暴力及び家庭内暴力防止に向けた啓発が行われているか

《分析①》 男女平等・共同参画センターにおいて実技訓練を伴った女性への暴力防止講座の開催 (参加者延べ女性のみ 17 人)、また資料室でのDV防止啓発パネル常設展示の実施が継続された。中学生向け人権教育プログラム「デートDV防止講座」の出張講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず、代わりに昨年同様、区立中学 3 年生全員に小冊子「ステキな関係を作るために デートDVについて知っておこう」を配布した (898 冊)。さらに希望した 1 校には YouTube 公開限定動画 (45 分) 視聴授業も実施した (視聴人数 126 人)。また、総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性トイレに相談カードを設置する事業や、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせた、総合庁舎西口ロビーでのDV防止パネル展も引き続き実施された事業 80。

各種相談事業については、こころの悩みなんでも相談への相談件数 2,868 件(2 年度 2,585 件)の うちDV件数 67 件(2 年度 236 件)・その他の暴力 61 件、法律相談への相談件数 65 件(2 年度 45 件)のうちDV件数が 10 件(2 年度 6 件)であった。こころの悩みなんでも相談へのDV件数は減少し、法律相談へのDV件数は増加した。また、区内 5 か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談・支援業務などとともに高齢者虐待防止などの権利擁護業務を行ったところ、暴力(虐待)に関する通報相談件数が 61 件、虐待と判断し対応した件数が 21 件、そのうち配偶者からの虐待は 4 件と 2 年度の 16 件から減少した。生計が困難な者、今後の生計に不安を感じている者等に、関係機関と連携し、生活保護相談を実施したところ、相談件数 1,657 件中DVに関するものは 7 件(2 年度 18 件)であった事業 81。

高齢者虐待防止に関しては、通報・届出窓口の周知やパンフレットの配布などの普及・啓発活動を実施した。研修会としては、民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員などを対象とした「高齢者虐待防止地区研修会」がオンラインで5回開催されて、122人の参加者を集めた。高齢者虐待防止のための基礎講座として職員研修を全4回実施し、延べ67人が参加した事業80。

≪着眼点②≫ 多様な性のあり方についての啓発が行われているか New

≪分析②≫人権政策課は性的マイノリティ理解促進講座・映画上映会として「カランコエの花」の上映などを実施した(参加者 10 人)。また、区職員に対しジェンダーを含む性の多様性についての理解を促進するためのオンライン研修を行った(アンケート提出者 42 人)。さらに、令和 2 年に策定した「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」を庁内に周知するとともに、同指針

は、企業や団体等が同様の取組を行うための参考として、区公式ホームページで公開している。加えて、男女共同参画週間でパネル展示も実施している。また生涯学習として「LGBTQ+を入り口に考える多様性と共生社会」講座を実施して、性的マイノリティへの理解促進を図った(参加者 16 人)事業 New。

区民意識調査で性的マイノリティという言葉を知っていると回答した人の割合は、全体で 92.8% (3 年度 92.3%) であった。また、自分は性的マイノリティではないかと考えたことがあると回答した人の割合は、全体で 6.6% (女性 6.2%、男性 7.1%: 3 年度全体 5.7%、女性 6.9%、男性 4.2%) であった。

評価

評価の理由

女性に対する暴力及び家庭内暴力防止に向けた講習の開催、啓発パネルの常設展示、区立中学3年 生全員への小冊子の配布などの啓発が着実に行われている。また、コロナ禍にあっても窓口への一定 の相談件数があり、相談事業として定着してその役割を充分担っていると考えられる。多様な性のあ り方の啓発として、精選された映画作品の上映会や性的マイノリティへの理解を促進するための新た な講座なども実施された。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度・3年度)

区民意識調査報告(3年度·4年度)

【中項目】3-2 配偶者等からの暴力の防止

《★重点評価項目》

指標の目標値

身体的暴力の被害経験者の割合 【ゼロ】

提言

〇 配偶者等からのあらゆる暴力防止に向けて、意識と理解を向上させるための学習機会と啓発 活動を更に充実させてほしい事業83・85。

コロナ禍において家庭生活環境が変わる中、身体的暴力の被害経験者の割合は減少した。一方、調査から読み取れる身体への暴力以外のDV、特に精神的暴力被害経験者の割合は看過できない。人権が尊重される社会の形成に向けて、DV防止の啓発活動に身体的暴力に加え精神的暴力についても学ぶ機会を設けてほしい。加害者そして被害者にも自覚がない暴力も存在すると思われ、参加者が自分事として共感できる講習を充実させてほしい。家庭の日常生活の中でパートナー同士がお互いに尊重し助け合うことが男女平等・共同参画の要であることを広く啓発してほしい。

〇 被害の深刻化を防ぎ、指標の目標値ゼロを達成するために、支援窓口へのアクセスの工夫、サポート体制の一層の充実を望む事業 84。

区民意識調査では被害者の過半数以上が、暴力を受けたけれど相談するほどのことではないと考えている。DVを受けているという自覚がないという見えにくい被害が一定数あるとも想像される。救済として、第三者による相談窓口、あるいは通報の窓口設置を検討してほしい。また、自立支援の一端として被害者のみならず加害者への啓発と更生への指導など、今後更に踏み込んだ取組みが必要と考える。

分析の着眼点

- ① DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか
 - ・デートDV防止の啓発が行われているか New
- ② DVの被害経験率は低下しているか
 - ・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか
- ③ DV被害者支援事業が、「相談」から「自立支援」に至るまで、充実したものとなり得ているか
- ④ DV防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

分析

≪着眼点①≫ DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか

・デートDV防止の啓発が行われているか New

≪分析①≫ 女性のための自己表現トレーニング「グループカウンセリング」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかったが、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、目黒区総合庁舎西口ロビーでDV防止の啓発を行うDV防止パネル展が引き続き開催された。また、中学生向け人権プログラムとして、区立中学校3年生全員にデートDVについての小冊子を配布した。同冊子では、デートDVが親密な関係にある同性間でも起きることについても記載している。

事業 83。

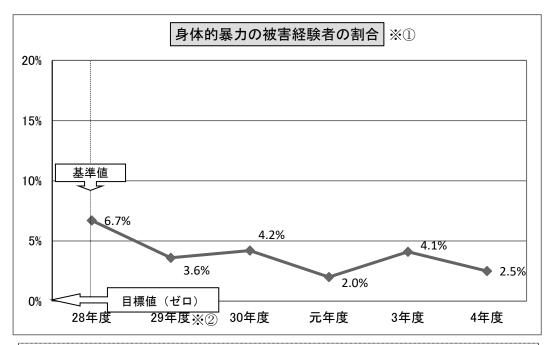
相談先については、めぐろ区報への掲載、公営掲示板等へのポスター掲示及び庁外施設でのチラ シの配布等のPRを行ったほか、DVの被害につながる事例を含め、早期の相談がしやすくなるよ う法律相談などのPRに努めるとともに、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を行った。ここ ろの悩みなんでも相談への相談件数 2,868 件(2 年度 2,585 件) のうちDV件数 67 件(2 年度 236 件)・その他の暴力 61 件(2 年度 35 件)、法律相談への相談件数 65 件(2 年度 45 件)のうちDV 件数が 10件(2年度6件)であった。区内5か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合 相談・支援業務などとともに高齢者虐待防止などの権利擁護業務を行ったところ、暴力(虐待)に 関する通報相談件数は2年度より微減し61件、虐待と判断し対応した件数が21件(2年度51 件)、そのうち配偶者からの虐待は2年度16件から4件と減少した。生計が困難な者、今後の生計 に不安を感じている者等に、関係機関と連携し、生活保護相談を実施したところ、相談件数 1,657 件中DVに関するものは7件(2年度1,898件中18件)であった。「福祉のコンシェルジュ」にお いても、福祉に関する様々な相談(1,054件)の中で、DV、虐待に関する相談が331件(2年度 382 件) あった。2 年度に引き続き、「見守りネットワーク」、「高齢者見守り訪問事業」と「見守り サポーター養成講座」の3事業を一体的に推進し効果的な事業展開を行った。「見守りサポーター 養成講座」は2回開催し、参加者は69人であった。見守りネットワークでも、引き続き、警察署 及び消防署などの関連機関との連携を強化して支援体制の充実を推進した。ネットワークへの参加 を希望する 29 協力団体 (2 年度 29 団体) および協力 417 事業者 (2 年度 414 事業者) により見守 りの輪が大きくなりつつある。また、DV等の相談窓口を明示したリーフレットや携帯用カードの 配置も継続して実施した事業84。

中学生向け人権教育プログラム「デートDV防止講座」の出張講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず、代わりに区立中学3年生全員に小冊子「ステキな関係を作るために デートDVについて知っておこう」を配布した(898冊)。さらに希望した1校にはYouTube限定公開動画視聴授業も実施した(視聴人数126人)事業85。

≪着眼点②≫ DVの被害経験率は低下しているか

・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか

≪分析②≫ 区民意識調査における身体的暴力の被害経験者の割合※①は全体で 2.5%であった。 28 年度までは、被害を受けた期間を限定せずに調査した結果のため、29 年度以降の割合と単純に 比較することは困難である。



※①身体的暴力の被害経験者の割合は、区民意識調査において身体的暴力を受けたことが「何度もあった」「一、二度あった」と回答した人を合わせた数値(平成29年度調査より)。 ※②被害経験の対象期間は、回答時点から過去1年間としている(平成29年度調査より)。平成28年度までの調査では期間を限定していない。

また、この1年間で受けた被害経験の割合については、「精神的暴力」は全体で12.6% (3年度14.6%)、「性的暴力」は全体で1.2% (3年度1.3%) となっている。

≪着眼点③≫ DV被害者支援事業が、「相談」から「自立支援」に至るまで、充実したものとなり 得ているか

≪分析③≫ 区では、区民の声課、人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、福祉総合課、高齢福祉課、生活福祉課、子ども家庭支援センターにおいて、様々な相談事業を実施し、その中で、D V被害(同性パートナーによるDVを含む)の相談を受け付けている。DV被害者に対し、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介、関係所管との連携が引き続き実施された事業86。

目黒区DV防止関係機関連絡会議を通じて、情報交換を行い、情報管理、早期の相談など関係各課との連携を強化した。また、生活福祉課では、DV被害者のうち、生計が困難で生活保護の要件に該当する場合は、本人の申請に基づき適正・迅速な生活保護の適用を行った。また、保護を必要とする女性に対する相談が実施され、女性相談件数延べ129件(2年度167件)のうち暴力被害に関する相談44件(2年度78件)、母子相談件数延べ1,511件(2年度1,771件)のうち暴力被害に関する相談件数延べ121件(2年度208件)であった。事業87。

DV被害者等の緊急一時保護施設の利用は6世帯延べ79日(2年度115日)であった事業88。

なお、区民意識調査によれば、DV被害経験者のうち、「誰(どこ)にも相談しなかった」と回答した人の割合は全体で57.4%(3年度52.3%)、女性48.1%(3年度43.8%)、男性76.3%(3年度66.1%)と多い。相談先は全体で「家族、親族」(23.5%)「友人、知人」(23.5%)、など身近な人に相談したという回答の割合が多く、区の相談窓口などの公的な相談窓口の利用は10%に満たない。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」という回答の割合が全体で51.5%(3年度60.5%)と最も多く、次に「相談しても無駄だと思ったから」が28.8%(3年度25.9%)、「我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから」が22.7%(3年度25.9%)、

「人に打ち明けることに抵抗があったから」が 19.7% (3 年度 18.5%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」という回答は全体で 18.2% (3 年度 21.0%) となっている。

さらに、DV防止・被害者支援として必要な対策を尋ねる設問では「家庭内や交際中でも暴力は犯罪であるという意識づくり」という回答が全体で50.1%と最も多かった。次に、「相談機関の紹介や暴力をうけたときの対処の方法などの知識の提供」(37.9%)、「住居や就職のあっせんなど、自立して生活できるための支援」(30.0%)、「学校におけるお互いの性を尊重する教育」(27.6%)と続く。

≪着眼点④≫ DV防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

≪分析④≫ 東京都の「配偶者暴力に関する区市町村事業調査」に協力し、東京都から取りまとめた結果の提供を受けて情報を共有し、東京都との連携を図った事業89。

目黒区DV防止関係機関連絡会議(書面開催)にて、関係機関のDV対応における取組に関して共有し、連携強化を図った事業 90。

評価

評価の理由

デートDV小冊子配布など教育の場を含めた啓発事業は継続された。また、調査報告書による様々な暴力の被害経験者は昨年から減じている。こころの悩みなんでも相談など相談件数の中でのDVに関する相談の割合には減少が見られた。見守りネットワーク等の事業が効果的に展開され、関連機関との連携も強化された。しかし残念なことに指標目標値被害経験者ゼロにはまだ隔たりがある。また、過半数の被害経験者が誰にもその被害について相談しなかったと回答している。被害の深刻化を防ぎ、被害者への自立支援を促すためには、相談支援窓口へのアクセスの工夫とサポート体制の一層の充実が求められる。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度・3年度)

区民意識調査報告(3年度·4年度)

【中項目】3-3 セクシュアル・ハラスメントの防止

指標の目標値

セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合 【ゼロ】

提言

O セクシュアル・ハラスメントをゼロにするための区内事業者に向けて区が主体的に啓発事業に 取り組んでほしい事業 91。

コロナウイルス感染拡大防止により、目黒法人会との共催講座が限定的であり、ハラスメントを受けた場所の 77.9%を占める職場への啓発活動が滞っている。被害経験者の割合をゼロにするための重要な施策として、事業者への働きかけが欠かせない。特に社員教育や研修のためのリソース調達に苦労が伴う中小企業にとっては対策が後回しとなっていることも考えられるため、きめ細やかな働きかけが期待される。区職員に実施された職場研修などのノウハウを生かしながら、事業者への支援や啓発により主体的に取り組んでほしい。

分析の着眼点

- ① セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業は充実しているか
- ② セクシュアル・ハラスメントの被害経験率は低下しているか・セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近づいているか
- ③ セクシュアル・ハラスメントの被害者に対する相談事業は充実しているか

分析

≪着眼点①≫ セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業は充実しているか

≪分析①≫ 総合庁舎や区民センター内にパンフレット棚を設置し、セミナーや講演会等の開催チラシを配布した。目黒法人会主催・目黒区後援講座「ハラスメントの予防と対策」を YouTube によって開催、8 名が参加した。事業 91。

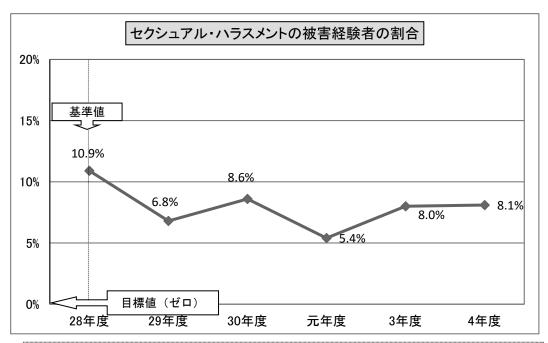
地域・学校に対する啓発の点では、女性への暴力防止講座(1回)を実施した(参加者延べ17人(女性のみ)事業92。職員に対する研修では、ジェンダーを含む性の多様性について理解を促進するための研修を実施した(参加者42人)。人事課では、ハラスメントの内容を取り入れた職場研修「倫理ミーティング」を各課で実施した。また、新規研修(若葉コース)として、新規採用職員向け研修の「働きやすい職場環境づくり」のカリキュラムの中で、セクシュアル・ハラスメント防止ガイドブックを使用して、セクシュアル・ハラスメント(自身の言動に注意すること、職場の一員として気を付けること)や苦情・相談員制度について説明し、セクシュアル・ハラスメント防止の必要性を周知した(対象:新規採用職員、経験者採用職員、任期付採用職員、講師 人事課長:受講者104名)。さらに、3年度会計年度任用の職員を対象に、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスなど職業を取り巻く人権問題について研修が実施された(eラーニングまたは資料読込:参加者数208人)事業[94]。

≪着眼点②≫ セクシュアル・ハラスメントの被害経験率は低下しているか

・セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近づいているか

≪分析②≫ 区民意識調査からセクシュアル・ハラスメント被害経験率については、28 年度まで過去3年間の経験を調査してきたが、29 年度からは年次推移を詳細に捉えるため過去1年の経験を調

査した。それを踏まえて年次推移をみると、セクシュアル・ハラスメントを受けたと回答した人の割合は全体で3年度8.0%、4年度8.1%であった。男女別にみると3年度は、女性11.4%、男性3.6%、4年度では、女性11.8%、男性3.4%であった。セクシュアル・ハラスメントを受けた場所は、全体で「職場」が圧倒的に多かった(全体77.9%)。「地域社会」と答えた割合は全体で22.1%であった。



※被害経験の対象期間は、回答時点から過去1年間としている(平成29年度調査より)。平成28年度までの調査では過去3年間。

≪着眼点③≫ セクシュアル・ハラスメントの被害者に対する相談事業は充実しているか

≪分析③≫ セクシュアル・ハラスメントに関する各種相談事業は継続的に行われている。「こころの悩みなんでも相談」への相談件数 2,868 件のうちセクシュアル・ハラスメントに関する相談は 9件(2年度0件)であった。目黒区男女平等・共同参画オンブーズへの相談は 2年度同様 0件であった。 事業 93。

区職員のセクシュアル・ハラスメントに関する相談については、職員研修などの際に職場内でセクシュアル・ハラスメントが起こった場合の苦情・相談担当(相談機関として、人権政策課長、人事課長などで構成される「苦情・相談員」を設置している)の仕組みと処理の流れを周知した。庁内ホームページにセクシュアル・ハラスメント防止に関するページを掲載したり、庁内システムで苦情・相談員の連絡先を掲示したりするなど、相談体制についての周知を図った事業 95。

区民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援のために必要な対策を尋ねる設問で、「セクシュアル・ハラスメント防止に向けた事業者や事業主の意識改革」という回答の割合が全体で56.0%となり、次に「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する教育」(47.6%)、「セクシュアル・ハラスメントの被害者やそのまわりの人が相談できる相談窓口の整備」(46.3%)となった。

評価

評価の理由

セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業として区職員への研修が継続されている。また職場内での対応フローや相談体制も充分に整備されてきた。一方、重要な施策としてハラスメントを受けた場所の77.9%を占める職場への啓発活動や事業者への働きかけが限定的範囲にとどまっている。区職員に関する相談も含め、相談事業は着実に実施されている。オンブーズへの相談が2年度に続き0件であり、相談事業に関する区民の認知の実態については改善の余地があると思われる。さらに、セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合は、前年と変化なく指標の目標値とは大きな隔たりがある。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度·3年度)

区民意識調査報告(3年度·4年度)

【中項目】3-4 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援

指標の目標値

妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合 【90%以上】

提言

〇 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方普及に向けた啓発活動を充実させてほしい 事業 96・97・98・99・100。

指標の目標値「妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合 90%以上」を達成するために、まずは「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という概念が一般 に理解されなければならない。簡単なことではないが、DVやハラスメントも以前は馴染みの ない言葉であったにもかかわらず今では広く浸透していることを鑑み、粘り強く啓発活動を継続していく必要がある。母親、妊産婦に限らず、すべての女性がこの権利を有していることを 啓発する必要がある。

「私の意志で、私らしく生きることの権利」というような女性に馴染みやすいキャッチフレーズを考案したり、キャラクターを開発して広報活動を行うことも一案だと思う。

分析の着眼点

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか
 - ・児童・生徒・学生に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発がなされているか New
- ② 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか New
 - ・妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が 90%以上になったか **New**
- ③ 性や健康に関する情報及び学習機会の提供や相談事業の充実は図られているか
- ④ 女性の生涯を通じた健康支援に向けて、多様なライフステージに対応した形で、情報提供から 相談までの各種事業が行われているか

分析

≪着眼点①≫ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか

・児童・生徒・学生に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発がなされているか New 《分析①》 保健予防課や碑文谷保健センターでの講座において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点が取り入れられた形で様々な関連事業が継続されている。参加者は、保健予防課と碑文谷保健センター合計で、妊産婦訪問指導が延べ1,744人、パパママの育児教室が延べ579人となった。パパママの育児教室は新型コロナウイルス感染拡大防止のため参加対象を妊婦のみ又はパートナーのみに限り、実施した(参加者579人)事業97。女性のための自己表現トレーニングは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。事業98。

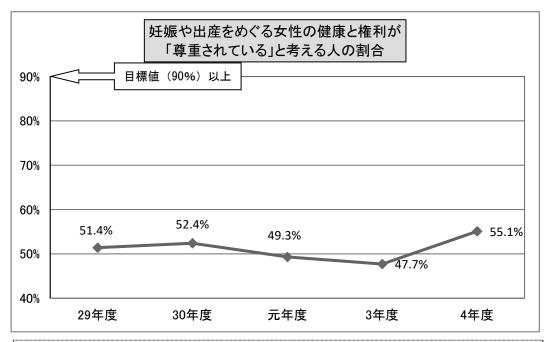
区民意識調査では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方を知っている人の割合は全体で、10.9%(女性11.0%、男性10.7%)であった。小・中学校では、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な性教育が継続的になされるよう指導が行われた。また、幼児、児童、生徒を性暴力の被害者にもか害者にもさせないための「生命の安全教育」について、人権教育推進委員会等で実践や成

果と課題についての情報共有が図られた。事業99。

≪着眼点②≫ 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか New

・妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が 90%以上になったか **New**

≪分析②≫ 区民意識調査では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という考え方を踏まえて、 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合は 55.1%で、男女ともに 増加した。



※妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合は、区民意識調査において「十分に尊重されている」「ある程度尊重されている」と回答した人を合わせた数値。

「あまり尊重されていない」「尊重されていない」という回答では、女性 35.7%、男性 24.1%と男女差がみられた。また、そう思う理由として「妊娠・出産などに関する男性への知識の普及が遅れているから」という回答が 67.2%、「いつ何人子どもを産むか産まないかという判断をする際、経済的な理由により制約を受けることが多いから」が 66.9%で、次に「子どもを産まないという選択を、まわりから理解してもらえないから」40.3%と続いている。

≪着眼点③≫ 性や健康に関する情報及び学習機会の提供や相談事業の充実は図られているか

≪分析③≫ 女性のための健康推進講座を開催し(参加者 12 人(女性のみ))、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念及び更年期から高齢期の女性のこころとからだに対する女性ホルモンの作用や影響等を解説した。HIV抗体検査時(受検者 55 人)に性感染症予防のパンフレット等を渡し、情報提供を実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となっていたエイズ検査・相談月間やエイズ予防月間、保健予防課の区職員へのレッドリボンシールの配布、区施設での垂れ幕の設置、若い世代への啓発パネル・ポスター展示やパンフレット配布等の啓発が再開された。碑文谷保健センターでは啓発パネル・ポスター展示やパンフレット配布等の啓発活動を継続した。生涯学習課では 2 講座「ライフステージを通して女性の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を考える」と「親子で学ぼうカラダのこと 性の知識〜明るく楽しくカラダについてもっと話そう〜」を実施し、参加者は延べ140人であった事業100。

相談事業は、各種事業が継続的に実施されている。保健予防課と碑文谷保健センターでは、2年度に引き続き、子どもの健康相談、精神保健相談、栄養相談、歯科相談、思春期青年期の親の会、健康づくり健診での個別相談、依存・家族問題相談も実施し、各種相談の機会に、健康や性及びからだに関する相談を受けた事業98。

≪着眼点④≫ 女性の生涯を通じた健康支援に向けて、多様なライフステージに対応した形で、情報提供から相談までの各種事業が行われているか

《分析④》 40 歳以上の目黒区国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象とした生活習慣病予防を主眼とした特定健康診査(対象者合計 69,505 人、女性 40,736 人、男性 28,769 人)、健康づくり健診(年11回、受診者 355 人)が実施された事業 101。

パパママの育児教室(36回、延べ212人)、妊産婦訪問指導(延べ1,744人)、新生児訪問指導(延べ1,685人)、未熟児訪問指導(延べ28人)、乳児健診(延べ1,959人)、母子手帳の交付(2,464人)、産後ケア事業のように、妊娠・出産期に関わる情報提供や健診は継続的に実施されている。また、妊婦面接相談(ゆりかご・めぐろ)はオンライン相談も含め保健師などの専門職が妊娠や子育て相談を行った(面接者1,885人)事業102。病院等の助産施設に入院することが必要な低所得世帯の妊産婦の分娩費用を支給した(3件)事業103。

めぐろスポーツまつり及び厚生中央病院地域健康フェスティバル、また、生活習慣病予防のための糖尿病予防教室や脂質異常改善教室などの栄養指導講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全て中止した事業 104。

男女平等・共同参画センター資料室に女性のための医療に関する図書などを整備している(女性の医療に関する図書は4年3月31日現在368冊)。また、様々な部署で、区民からの問合せに対し、必要に応じて女性医師のいる医療機関等を紹介するなどの施策も継続的に実施されている。男女平等・共同参画センターの相談事業のうち、「からだの相談」は相談者数46人、相談件数78件であった事業105。

評価

評価の理由

コロナウイルス感染防止拡大のため、いくつかの事業が余儀なく中止、あるいは縮小された。一方、再開されたパパママの育児教室や妊婦面接には多くの参加者がみられた。性や健康に関する学習機会は継続され、パパママの育児教室は対象を妊婦のパートナーのみから、妊婦とパートナーに広げたことで参加者が増加した。リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方に対する認知は依然高くないが、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合は増加しており、各種学習機会や支援・相談事業の充実と確実な実施が成果につながっていると考えられる。しかし妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が目標の90%には遥か及ばず、達成のための新たな工夫が求められる。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度·3年度)

区民意識調査報告(3年度・4年度)

大項目4 男女平等・共同参画の推進の強化

【大項目の総評】 ★★★★ 概ね十分である

目黒区男女平等・共同参画審議会が条例をもとに事業評価を開始して 15 年以上経過した。

この間、計画の推進体制及び進行管理について、答申の提出時期の繰り上げによる次年度事業への提言内容の反映、事業実績評価のフォーマットの改良などを行うなど、少しずつではあるが進化を遂げてきた。3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を一部受けながらも、2年度に引き続き区民意識調査は実施され、審議会における計画評価も例年通り実施されるなど、計画を核とした全体の進行管理は機能している。

また、「区の男女平等・共同参画施策」や「目黒区男女平等・共同参画センター」の認知度は指標となる目標値とは依然開きがあるものの、事業実績評価にあるように各事業においては 2 年度を上回る実績を上げている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

H28 年度から R3 年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】4-1 計画の推進体制の充実

指標の目標値

区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合 【60%以下】 目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合 【20%以上】

提言

〇 区の「男女平等・共同参画施策」に対する関心度・認知度向上に向け、ゼロベースからの施 策の見直しと強化を望む事業 106・107・108・109・110・111・112・113・114。

「男女平等・共同参画オンブーズ」、「男女平等・共同参画センター」をはじめとする様々な施策・仕組み・施設についての認知が低く、利用が少ないのは非常に残念なことである。施策の認知や施設の利用の増加に向けては、①施策(施設・取組)内容が区民から受け入れられているかの検証、②施策の広報活動の内容(クリエイティブ)の適切性の確認、③認知(広報)経路の質と量の強化の3方向からの見直しが必要と考える。LINEを使った区民への直接コミュニケーション経路の獲得など、新たな状況が生まれつつあることを好機と捉え、時代に合わせた大胆なアプローチに基づく施策および広報活動の立案と推進を期待する。

分析の着眼点

- ① 区における全庁的な男女平等・共同参画推進体制が効果的に機能しているか
- ② 区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか ・区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合は60%以下になったか
- ③ 男女平等・共同参画センターは、拠点施設として、区民や事業者への周知・啓発事業を充実・

拡大しているか

- ・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は20%以上になったか
- ④ 男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ及び男女平等・共同参画推進 所管は連携して成果をあげているか

分析

≪着眼点①≫ 区における全庁的な男女平等・共同参画推進体制が効果的に機能しているか

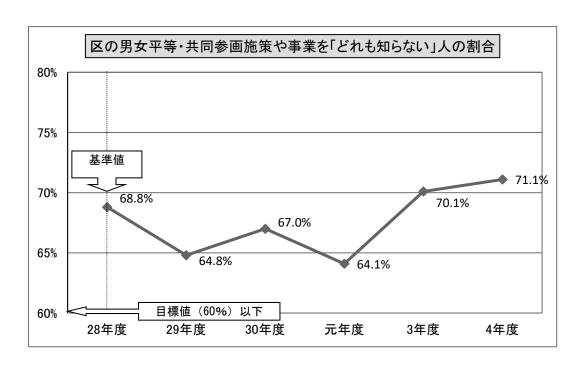
≪分析①≫ 「人権・男女平等多様性推進担当者会議」は、総務部長及び人権・男女平等多様性推進に係る関係所管の課長(計 21 人)で構成され、人権関係事業の連絡調整及び調査研究を所掌する全庁的な推進機関であり、3年度は3回オンライン開催された。令和3年度は主に審議会からの答申を踏まえながら、計画改定について原案や最終案の検討を行った事業106。

≪着眼点②≫ 区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか・区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合は 60%以下になったか

≪分析②≫ 令和4年度の区民意識調査によると、「区の男女平等・共同参画施策や事業を『どれも知らない』と回答した人の割合」は全体で71.1%であり、3年度の70.1%と比べて割合が増加し、指標の目標値の60%以下には隔たりが大きい。

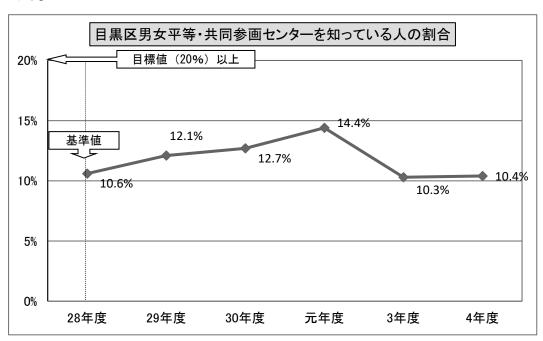
個別施策のうち認知率が最も高いのは、「『男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例』を制定していること」の 11.3%であり、最も認知率が低いのは「区長の付属機関として『男女平等・共同参画オンブーズ』を設置していること」の 3.5%であった。「区長の付属機関として『男女平等・共同参画審議会』を設置していること」も 5.7%と同様に認知率が低かった。

また、オンブーズの相談件数及び申出件数は2年度に続き0件であり、2年度に3件あった問い合わせ件数も3年度は0件であった事業107。



≪着眼点③≫ 男女平等・共同参画センターは、拠点施設として、区民や事業者への周知・啓発事業を充実・拡大しているか

・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は 20%以上になったか 《分析③》 令和 4 年度の区民意識調査によると、「『男女平等・共同参画センター』を運営し、各種 講座や相談事業を実施していること」の認知率が 10.4%で横ばいであり、目標値である 20%には未 だ開きがある。



男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進のために、2 年度に引き続き、ホームページやメールマガジンでの施設の P R、情報誌「であいきらり」による男女平等・共同参画センターの拠点施設としての機能の紹介や登録団体の紹介、全ての講座で男女平等・共同参画センターの事業紹介、また、講座の講師に男女平等・共同参画センターの活動内容を周知し、講座等で男女平等・共同参画センターを紹介していただく目的で男女平等・共同参画センターのパンフレット及び企画講座チラシ、啓発グッズや啓発物品の配布を行い、講座等の開催時に受講者に啓発物品の配布を行った事業 109。

資料室は27年度から図書購入を再開し、3年度の蔵書数は、14,860冊 (3年度128冊新規購入)、貸出者数は519人(2年度は411人)、貸出冊数は1,403冊 (2年度は1,170冊)となっている。一方、2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、資料室の閉室や開館時間の短縮及び区民の外出自粛等の影響を受けたが、3年度の資料室来館者数は2,572人(2年度は2,018人)と増加した。また、所蔵の女性史に関わる貴重資料(約300点)を24年度から開架とし、閲覧・複写サービスを開始するとともに、ホームページにその一覧を掲載している事業110。

相談事業については、「こころの悩みなんでも相談」の相談者は、2年度より 149 人増加し 1,437 人となり、相談件数は 283 件増加し 2,868 件(うちDV件数 67 件、その他暴力 61 件)となっている。「法律相談」は相談日数が 22 日であり、相談件数は 65 件(うちDV件数 10 件)であった。「からだの相談」は、相談日数が 21 日で、相談者は 2年度より 5 人増加して 46 人、相談件数は 5 件多い 78 件だった。「女性のための自己表現トレーニング『グループカウンセリング』」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった事業 111。

講座については、3年度は9講座(単発講座9講座)と2年度よりも講座数が4講座増加し、延べ回数は2年度より3回増加し10回だった。中学生へのデートDVの啓発が動画の視聴者数(126人)

を含む講座の参加者の合計は 291 人で、2 年度より 56 人少なかった。「目黒区男女平等フォーラム 2021」はポスターセッションや出張相談などの企画イベント(14 人参加)に加え、ジェンダーバイアスを取り上げての講座(32 人参加)のコンテンツで開催された事業 112。

男女平等・共同参画センターの会議室等の3年度の利用率は、会議室42.5%(2年度34.4%)、研修室64.3%(2年度66.1%)、保育室6.6%(元年度6.9%)と、会議室利用が増加した。印刷機の利用回数は、12回(2年度12回)であった事業113。

登録団体への支援では、登録団体料金による施設利用料の負担軽減等を行っている。男女平等・共同参画センター利用登録団体は、3年度は2年度よりも5団体減少し20団体であった事業114。

≪着眼点④≫ 男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ及び男女平等・共同参画 推進所管は連携して成果をあげているか

《分析④》 3 年度第 1 回審議会(書面開催)では、審議会・オンブーズ・人権政策課の三者の情報 交換を行った事業 108。

評価

評価の理由

新型コロナウイルス感染症への警戒が続くなか、2年度に比べ、各種事業の実施や参加数、施設利用率などは回復し、事業実施という点では以前の状況に戻りつつあることが伺える。

しかし、指標の目標値としている「施策・事業の認知」、「男女平等・共同参画センターの認知」に おいて、目標値との隔たり大きく、改善の傾向は見られなかった。事業実施は着実に行われている ものの、成果の面では目に見える変化はない状況といえる。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度・3年度)

区民意識調査報告(3年度・4年度)

【中項目】4-2 計画の進行管理

提言

O 今後も引き続き計画の進行管理が着実に実行され、機能していくことを望む事業 116・117・ 118・119。

計画の進行管理については全体の仕組みは整備されている。今後も引き続き仕組みに沿って 推進されるとともに、各種調査や報告が形式的なものにならないよう留意のうえ、実効性をも ったものであり続けることを望む。

分析の着眼点

- ① 男女平等・共同参画推進計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか
- ② 男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか
- ③ 年次報告書が作成され、公表されたか

分析

≪着眼点①≫ 男女平等・共同参画推進計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか

≪分析①≫ 区民意識調査は、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施されなかったが、3 年度は目黒区在住の 18 歳以上の男女 2,500 人に対し実施し、1,118 人(有効回収率44.7%)の回答を得た事業 116。

また、事業実績調査においては、計画進捗状況調査の基礎資料とするため、全所管課宛てに実施され、「審議会の提言を受けて改善した部分の積極的な記載を求める」ことを明記するなど、仕組みの改善に対する意識を高める工夫が24年度から引き続きなされている事業117。

「男女平等・共同参画推進計画」の改定の準備年度である令和元年度は「男女平等・共同参画推進に関する職員意識調査」は実施されていたが、3年度は計画改定の準備年度ではなかったので、実施されなかった事業 120。

≪着眼点②≫ 男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか

≪分析②≫ 計画の進捗状況評価について2年度は、区民意識調査を中止したため、審議会は通常の事業評価を行うことができなかったが、3年度は3回の審議会、3回の小委員会が開催され、事業評価が区に答申された。事業118。

≪着眼点③≫ 年次報告書が作成され、公表されたか

≪分析③≫ 男女平等・共同参画審議会答申、2年度男女平等・共同参画に関する事業実績報告及び3年度男女平等・共同参画に関する区民意識調査報告を収録した年次報告書を400部作成し、公表した。2年度と同様、審議会答申の概要を区報、全文をホームページに掲載し、周知を図り、また年次報告書は各所管課、関係団体、22区・26市に送付した事業119。

評価

評価の理由

3 年度は区民意識調査も行われ、事業実績報告と併せて推進計画の進捗を審議会で評価するプロセスは再び回り始めている。また、その答申結果を全庁で共有し、改善が図れる流れが整っている。以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度・3年度)

【中項目】4-3 区民、事業者等との協働事業の充実

《★重点評価項目》

提言

〇 事業者との協働事業の拡大・発展を期待する事業 123。

協働事業は事業規模の拡大につながるとともに、協働する組織間相互の理解や新たな視点の 獲得など多くのメリットがあると思われる。現在まで目黒法人会との協働事業が継続して行わ れているが、それ以外の相手先との協働はここ数年見られない。区内の高校・大学や企業など との協働事業を積極的に模索し、実施にこぎつけていただきたい。

分析の着眼点

- ① 区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか
- ② 事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか

分析

≪着眼点①≫ 区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか

≪分析①≫ 男女平等・共同参画センター運営委員会は、団体推薦 5 人、公募委員 7 人、行政からの委員 2 人から構成され、センターの運営自体が、区民と区の協働によって行われている事業 122。

3年度は、男女平等・共同参画センター運営委員会と協働して「目黒区男女平等フォーラム 2021」を実施。ポスターセッションや出張相談などの企画イベント(14人参加)に加え、ジェンダ ーバイアスを取り上げての講座(32人参加)を開催した事業 121。

≪着眼点②≫ 事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか

《分析②》 目黒法人会主催・目黒区後援講座として「ハラスメントの予防と対策」をオンラインで実施、8 人が参加した= 第 123 **New**。

評価

評価の理由

「区民・区民団体との協働事業」、及び「事業者等との協働事業」について2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施されなかったが、3年度は実施されている。ただ、その内容、規模、協働での相手先などの広がりはなく、元年度以前と同様である。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度·3年度)

【中項目】4-4 国、東京都、他自治体との連携

提言

〇 今後も国・東京都・他自治体との連携や情報交換を積極的に行って欲しい事業 124・125。

各種の活動において、発信を強化することを通じて、逆に情報が集まりやすくなることがある。目黒区の事業評価の仕組みは特徴的であると考えられるので、他の自治体へこれを発信することを通じて、従来の情報交換をより一歩進めた連携を実現して欲しい。また、事業者との協働事業などを複数の区が連携して企画・実施することなども検討して欲しい。

分析の着眼点

- ① 国や東京都と、施策の連携や情報交換などを行っているか
- ② 他の自治体との男女平等政策に関する情報交換等の連携はとれているか

分析

≪着眼点①≫ 国や東京都と、施策の連携や情報交換などを行っているか

≪分析①≫ 国との連携として、内閣府主催の研修・説明会・事業に参加し、情報を収集した。また、東京都主催の研修・事業にも参加し、情報を収集した。内閣府・東京都が行う各種調査に対して協力するとともに、相互に情報提供・情報交換を実施した。2年度とほぼ同様な参加となっており、内閣府主催の啓発研修に参加したり、各種調査に協力した。なお、内閣府や東京都等の主催の研修・説明会・事業への参加数は、2年度の4件に比べると3年度は5件と1件増加した事業 124。

≪着眼点②≫ 他の自治体との男女平等政策に関する情報交換等の連携はとれているか

≪分析②≫ 2年度に引き続き、他自治体との情報交換、特別区女性政策主管課長会における各区の施策の取組状況や課題についての情報交換を行った事業 125。

評価

評価の理由

国や東京都との施策の連携・情報交換、他の自治体との男女平等政策に関係する情報交換等の連携は継続して行われている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告(2年度・3年度)

資料1 諮問文

目総権第358号 令和4年6月3日

目黒区男女平等・共同参画審議会会長 宛て

区 長

目黒区男女平等・共同参画推進計画の進捗状況の評価について (諮問)

目黒区男女平等・共同参画推進計画の進捗状況の評価について、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第14条第2項の規定に基づき、令和4年9月末までに意見を求めます。

以 上

資料2 検討の経緯

年 月 日	会 議 名 等	審議内容等
令和4年6月3日	第1回 男女平等・共同参画審議会	出席者紹介及び役員選出 諮問 審議会運営について 情報連絡会等
令和4年7月15日	第1回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和4年7月28日	第2回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和4年8月15日	第3回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和4年8月26日	第2回 男女平等・共同参画審議会	答申案の検討
令和4年9月22日	第3回 男女平等・共同参画審議会	答申内容の決定
令和4年9月28日	区長に答申書を提出	

資料3 ■目黒区男女平等·共同参画審議会委員名簿

(任期:令和4年6月1日~令和6年5月31日)

	氏	名	肩書 • 選出団体等	備考
学識経験者	いわた 岩 田	たくろう 拓 朗	弁護士	
	かみお 神 尾	まちこ 真知子	日本大学法学部特任教授	会長 小委員会委員
	こいで 小 出	まこと 誠	公益社団法人日本アドバタイザーズ協会 専務理事補佐 /資生堂ジャパン株式会社 メディア戦 略部 エグゼクティブマネージャー	副会長 小委員会委員長
	こばやし 小 林	ふさこ 富佐子	社会保険労務士	
	たなか 田 中	ひろみ 洋 美	明治大学情報コミュニケーション学部准 教授	
	やくし 薬 師	み か 実 芳	認定NPO法人 ReBit 代表理事	
区内関係団体等	かたぶち 片 渕	しげはる 茂 治	公益社団法人 目黒法人会	
	く ぼ 久 保	すずこ 鈴 子	目黒区男女平等条例を推進する会	小委員会副委員長
	さいとう 齊 藤	ますみ 眞 澄	目黒女性団体連絡会	
	さとう 佐 藤	むつこ 睦 子	目黒区立中学校PTA連合会	
	たかみ 髙 見	ゅきひろ 幸 宏	目黒区立小学校PTA連合会	
公募区民	いけだ 池 田	たつひこ 達 彦	公募区民	
	かわごえ 川 越	あゆみ	公募区民	
	ひらばやし 平 林	みえこ 美枝子	公募区民	小委員会委員
	ほしば 干 場	すすむ 進	公募区民	